

宮城県多文化共生社会推進計画

平成21年3月

宮 城 県

目 次

第1	計画策定の考え方	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画策定の視点	
(1)	「住民施策」としての位置付け	
(2)	課題の明確化	
(3)	役割分担と連携	
3	計画の性格	
4	計画の対象期間	
第2	外国人県民等の現況と基本理念	3
1	宮城県における外国人県民等の現況	
2	条例に定める基本理念	
(1)	国籍や民族等の違いにかかわらず，県民の人権が尊重される社会	
(2)	国籍や民族等の違いにかかわらず，県民が地域社会に参画できる社会	
(3)	県，市町村，事業者，県民等が適切に役割を分担し，協働して取り組む社会	
第3	外国人県民等を取り巻く現状と課題	5
1	外国人県民等に対する理解の不足・認識の低さ	
2	コミュニケーションの困難さ	
3	学習の機会の不足	
4	家族問題の増加・複雑化	
5	活躍の場の不足	
6	外国人県民等の急増	
第4	基本方針と多文化共生施策の方向性	10
1	基本方針	
(1)	計画の基本方針	
(2)	展開の基本的な考え方	
2	多文化共生施策の方向性と事業の取組方針	
(1)	適切な役割分担と協働の推進	
(2)	情報面からの生活の安全・安心の確保	
(3)	地域社会への適応力向上	
(4)	家庭生活の質の向上	
(5)	能力発揮の促進	
(6)	共生する体制の構築	
第5	計画推進のために	24
1	計画の進行管理	
2	役割分担とコーディネート機能	
(1)	多文化共生の推進に向けた役割分担	
(2)	地域におけるコーディネートの重要性	
3	推進体制の整備	

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

今後の少子化の進展により日本人の人口が減少する一方、経済・社会のグローバル化（注1）の進展によって日本に滞在する外国人はさらに増加するものと見込まれ、宮城県においても外国籍を持つ人や外国にルーツがある日本国籍を持つ人などの外国人県民等（以下「外国人県民等」とします。）のさらなる増加が予測されています。

宮城県では、豊かで活力のある社会を実現するためには、国籍、民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重され、県民が社会参画を図ることができる多文化共生社会の実現が必要であるとして、平成19年7月11日に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」（以下「条例」とします。）を公布、施行しました。

本計画は、条例に基づき、多文化共生社会の形成の推進に関する施策（以下「多文化共生施策」とします。）を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定するもので、今後の多文化共生施策の基本的方向性と取組方針を示すものです。

2 計画策定の視点

外国人県民等の増加を背景に、これまでの取組を踏まえ、以下の視点で計画を策定しました。

(1) 「住民施策」としての位置付け

「多文化共生」は、「国際交流」と「国際協力」と合わせて地域の国際化の柱とされています。これらの柱の中で、多文化共生は、日本の中、地域の中に暮らす外国人を対象とするという点で特徴的であり、多文化共生施策は、国際化の施策であるとともに住民施策の一環であるという視点を持つことが必要です。

(2) 課題の明確化

平成16年度及び平成17年度に開催したみやぎ外国人懇談会（以下「みやぎ外国人懇談会」とします。）からの提言、平成18年度に外国人県民等を対象に実施したアンケート調査（以下「外国人県民アンケート」とします。）、平成19年度に外国人県民等や関係機関を対象に実施した実態調査その他市町村等を対象とした調査の結果等から、多文化共生の現状と課題を明らかにしました。

(3) 役割分担と連携

多文化共生社会の実現は、新たな視点による社会の構築であり、様々な分野にわたる

対応が求められることとなります。

このため、県のみならず国や市町村の行政機関や事業者、県民、関係機関がそれぞれ役割を分担しながら、広く連携し、その目的の実現を図ることとします。

3 計画の性格

条例第7条における「多文化共生社会推進計画」として策定します。また、総務省が平成18月に地方公共団体に策定を推奨した「地域における多文化共生推進プラン」、県政の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」における個別計画として位置付けます。

4 計画の対象期間

本計画の対象期間は、近年、短期間で経済・社会状況が変化し、外国人県民等の構成等が変化することから、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）までの5年間とします。

なお、5年経過後に次期計画を策定することとしますが、その間に外国人県民等の状況に著しい変化が生じた場合は5年を待たずに計画内容を見直すこととします。

第2 外国人県民等の現況と基本理念

1 宮城県における外国人県民等の現況

日本における外国人登録者（注2）の数は、平成19年末現在で約215万人と、過去10年間で約1.45倍となり、グローバル化の進展や少子化に伴う人口減少傾向を考えると、国内の外国人比率はさらに増加するものと予想され、多文化共生施策は全国的な課題となっています。

宮城県においても外国人登録者数は増加しており、平成19年末現在で15,976人（法務省「在留外国人統計」）と、過去10年間で約1.52倍になっています。

宮城県の外国人登録者数は、県人口234万8,977人（平成20年1月1日現在の推計人口）の0.68%を占め、県人口が平成14年から平成19年までの5年間で22,088人の減少となっているのに対し、外国人登録者数は同じ5年間で491人増加しています。

国籍別では、かつては韓国・朝鮮籍が最多でしたが、平成12年（2000年）以降は中国籍が最多となり、続いて韓国・朝鮮、フィリピンとアジア諸国が上位となっています。

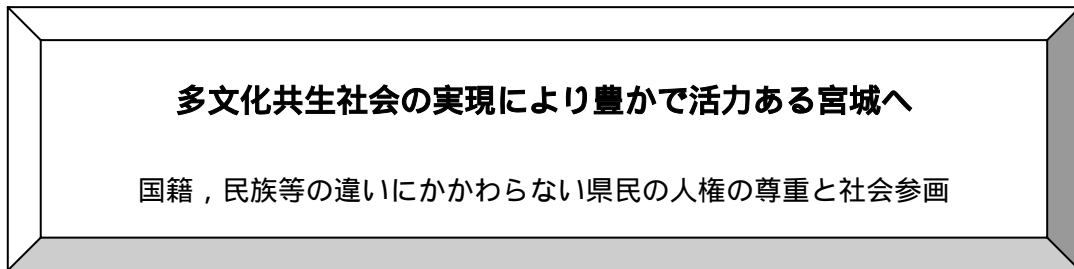
在留資格別に見ると、特別永住者（注3）と一般永住者（注4）を合わせた永住者が全体の34%を占めています。非永住者では、留学と日本人の配偶者等が12.5%、家族滞在7.3%と続き、留学、家族滞在は全国水準より高い割合を占めています。一方で南米からの日系人を中心とする定住者3.9%は、全国水準の1/3以下と低くなっています。

特別永住者は、平成7年（1995年）以降減少しているのに対し、その他の在留資格は概ね増加しています。

一般永住者には、日本人の配偶者等から在留資格を変更している例が多いと見込まれ、日本人の配偶者として暮らす外国人県民等は多数存在すると言えます。宮城県の国際結婚の内訳をみると、日本人の男性と外国籍の女性という組合せが多数を占めています。

宮城県では、すべての市町村で外国人登録がなされています。留学や家族滞在などの在留資格は特定の地域に集中していますが、宮城県の外国人登録者の多くの割合を占める一般永住者と日本人の配偶者等はすべての市町村に登録されています。こうしたことから、宮城県における外国人県民等の特徴として、永住する、あるいは長期に滞在する外国人県民等が各地域に点在して暮らしていると言えます。

2 条例に定める基本理念



外国人県民等が増加傾向にある中，外国人県民等を地域に暮らす住民の一員として認識し，国籍や民族等にかかわらず住民が互いの文化的背景等を認め，人権を尊重し合い，共に地域社会に参画していく「多文化共生社会」の形成を推進することで，すべての県民が各々の能力と個性を發揮できる豊かで活力ある宮城県となることを目指します。

条例で定める多文化共生社会の基本理念は以下のとおりです。

(1) 国籍や民族等の違いにかかわらず，県民の人権が尊重される社会

すべての県民が安心・安全に，お互いを尊重し合いながら暮らすためには，国籍や民族などが違うことを理由に不当な扱いを受けたり，権利を侵害されたりすることがないように社会が必要です。

(2) 国籍や民族等の違いにかかわらず，県民が地域社会に参画できる社会

すべての県民が自分の能力を最大限にいかし社会の一員として生活していくためには，国籍や民族などの違いにかかわらず，地域社会に参画できるような社会が求められます。

(3) 県，市町村，事業者，県民等が適切に役割を分担し，協働して取り組む社会

国籍や民族などが異なる人々同士が互いに人権を尊重し，共に地域社会に参画していく社会を作るためには，社会のあらゆる分野において，様々な主体が役割分担をしながら協働していくことが必要です。

第3 外国人県民等を取り巻く現状と課題

1 外国人県民等に対する理解の不足・認識の低さ

多文化共生社会を作るためには、地域を構成する県民一人一人が多文化共生の基本理念を理解することが必要です。しかし、まだ「多文化共生」という言葉自体、広く県民に認知されているとはいえない状況にあります。

県が実施している「県民意識調査」においては、「外国人は不要である」、「外国人よりもまず日本人を支援してほしい」、「外国人が増えると治安が心配である」といった意見も寄せられています。一部の日本人には、外国人県民等に対する誤解や排他的な考え方があるとみられ、結婚や就職、地域社会の活動など様々な場面において、外国人県民等に対する理解が不足していること、その能力が十分にいかされていないことなどが想定されます。

市町村では「外国人住民のニーズ把握が難しい」、「行政内部で多文化共生の意識が不足している」等その内部において、外国人県民等を地域住民の一員としてとらえる認識が低いという現状があり、外国人県民等を支援する取組や情報が、必要とする人に適切に届いていない状況があります。市町村は、外国人県民等が抱えるニーズや地域における課題を把握し、そのニーズや課題に対応する施策を展開することが求められます。

外国人県民等からも、周囲からの差別や偏見、無関心を訴える声が寄せられており、外国人県民アンケートの回答でも、県や市町村に求める施策として、外国人県民等 155 人のうちの 4 割の人が「国籍や民族の違いを理解し合える教育（多文化共生に関する教育）」を選んでいました。また、一方では、外国人県民等の中にも地域社会に溶け込もうとしない人がいます。

みやぎ外国人懇談会からは、「多文化共生に関する啓発や意識の高揚を図ること」、「行政機関、医療機関、教育機関、事業者等が連携した推進体制を整備すること」と提言されています。

このようなことから、外国人県民等と受け入れる地域社会の双方に対する多文化共生の基本理念のさらなる周知が必要となっています。

2 コミュニケーションの困難さ

外国人県民等が生活する上で、各種の公共サービスを活用し、また、住民としての義務を履行するためには、サービスや義務に関する情報を正確に理解することが必要です。

しかし、来日してから日の浅い外国人県民等の多くは日本語の能力が十分ではなく、特に、「会話」に比べて「漢字を読むこと」、「漢字を書くこと」に困難を感じている人が多くなっています。

そのため、行政機関や学校などからの配布物が理解できず、生活上必要な情報の入手が難しい状況にあります。

さらに、公共交通機関の利用や地図・道路標識の理解など日常の様々な場面において困難に直面しており、病院の受診や救急車等の要請などに際しては、生命や安全に関わる場面もあり得ます。

外国人県民等は、日本語が十分にできないことで公共サービスの利用に困難が伴うということに加え、行政機関等からの配布物が理解できないことで、生活上のルールの遵守など住民としての義務の履行にも支障があり、結果として地域の住民とのトラブルに発展するということがあります。

みやぎ外国人懇談会においても、行政機関等が発信する情報の多言語表記や「やさしい日本語」による表記を求める提言がなされています。

このようなことから、県や市町村その他の公共機関等からの情報を外国人県民等も理解できるように提供することが必要となります。

3 学習の機会の不足

来日してから日の浅い外国人県民等の多くは、大学や日本語学校のほか、ボランティアによる日本語講座等で日本語の学習をしています。

日本語講座は県内の国際交流協会やNPO(注5)などにより開催されていますが、講座がある県内の市町村数は36市町村中13市町村にすぎず、居住地の近くに講座がないために遠方の講座に通わざるを得ない人や交通手段がないために通うことができない人などもあります。

外国人県民等にとっては、日本語や日本の生活習慣に関する学習の機会が少なく、「日本語講座の開催場所を増やしてほしい」、「就労等していても通えるよう夜間の講

座を増やしてほしい」、「日本の生活習慣を学ぶ機会がほしい」といった意見・要望が出ています。

みやぎ外国人懇談会からも、受講者のニーズに合わせて日本語講座を開催できるように、NPOに対する県と市町村の支援について提言されています。

また、県内の小・中学校には、平成19年5月1日現在で369人の外国籍の児童・生徒が在籍し、このうち、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の受入れは、平成19年9月1日現在で58校96人となっており、1校当たりの日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は1、2名程度となっています。

外国人児童・生徒を受け入れている学校に対しては、教員の加配（非常勤講師等の任用）を行い、外国人児童・生徒一人一人に応じた日本語指導の充実に努めています。が、日本語指導が必要な外国人児童・生徒が県内各地に在籍し、さらに中国語、韓国語、ポルトガル語など多様な母国語に対応する必要があることから、母国語の能力や日本語教育等の必要な条件を備えた講師の任用等が課題となっています。

みやぎ外国人懇談会からは、外国人児童・生徒に対する日本語指導や支援環境の整備について提言されています。

このようなことから、外国人県民等が、日本語や日本の生活習慣等について学習する機会を確保していくことが求められています。

4 家族問題の増加・複雑化

宮城県では、一般永住者、特別永住者、留学に次いで日本人の配偶者等の在留資格の外国人県民等が多く居住しています。また、一般永住者の多くは日本人の配偶者等から在留資格を変更しているものと見込まれます。

宮城県の国際結婚の組合せは「男性が日本人、女性が外国人」というケースが多く、日本人の配偶者として暮らす外国人女性が多数いると言えます。

日本人の配偶者等は県内の各市町村に点在して居住しており、孤立しやすく、精神的なストレスを感じやすい環境にあります。特に出産や子育てに際しては、孤立している外国人県民等にとっては不安が大きいことから、きめ細やかな支援が求められます。

県が財団法人宮城県国際交流協会に委託して設置している「みやぎ外国人相談センター」においても、家庭生活に関する相談が最も多く、その内容も離婚やドメスティック・バイオレンス（注6）に関するものなど深刻化しています。

県や市町村などの行政機関においても、保健福祉分野を中心に外国人県民等からの相談が寄せられていますが、外国人県民等の場合、在留資格や文化的背景の違いなどから、問題が複雑化しやすいといった課題があります。

また、外国人県民等本人が抱える悩みやストレスだけではなく、外国人県民等を迎えた家族にとっても、文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり、摩擦が生じたりすることがあります。

さらに、将来帰国することを想定した場合など、子育て中の外国人県民等にとっては、子どもの母国語や母国文化の維持も課題となります。

こうした現状を踏まえ、外国人県民等はもとより、その家族全体に対する支援が必要と考えます。

5 活躍の場の不足

外国人県民等の自立と社会活動への参加を考えた場合、就労は大きな要素となります。

外国人県民等の就労については、「教育」、「研究」などのように活動の内容が限定されている在留資格のほか、「永住者」や「日本人の配偶者等」のように活動に制限がなく就労することのできる在留資格もあります。

宮城県でも永住者や日本人の配偶者等の増加に伴い、就労を希望する外国人県民等が増えています。仙台公共職業安定所では外国人相談コーナーを設置し、英語、中国語の通訳を配置しています。

しかし、外国人の求職者数に対して実際に就職に結びついている雇用数は少なく、外国人県民等にとっての就職は厳しいものとなっています。

事業所に対する調査結果では、実際に外国人県民等を雇用している事業所は2割に満たず、多くの事業所は、外国人県民等の雇用に対して不安を感じていることがうかがえます。不安の内容としては、言葉の問題や日本の習慣がわからないことを挙げているところが多く、また、外国人県民等を雇用する上で求められるものとしても、「日本語能力」、「日本の商習慣・企業風土に対する理解」が挙げられています。

一方、外国人県民等からは「能力を十分に発揮するチャンスがない」という声が寄せられています。

みやぎ外国人懇談会からは、事業者等の偏見・差別の撤廃による安定した雇用確保のほか、外国人県民等を人材としてとらえ活用することについて提言されています。

以上の状況を踏まえ、外国人県民等の就労には、多くの場合は、まず日本語能力が

必要となりますが、日本語能力が十分で意欲がある人に対する就労支援と人材の活用が求められています。

6 外国人県民等の急増

県内では、黒川郡大和町が外国人登録者数の急増と急減を経験しています。

平成 14 年末の時点で、黒川郡大和町における外国人登録者数（県経済商工観光部国際政策課調べ）は 556 人でしたが、1 年後の平成 15 年末には 1,041 人に急増し、町内の総人口に対する外国人登録者の割合は 4 %を超えました。外国人登録者の多くは、「定住者」の在留資格で来日した日系人であり、9 割が南米の出身者で、町内の製造業に勤務していました。

その後、町内の外国人登録者は減少し、平成 19 年末の時点では 224 人、町内人口に占める割合は 0.93%にまで減少しています。

県は、「富県宮城」を目指し、企業誘致活動等を進めていますが、製造業などの企業進出に伴い、定住者等の在留資格を持つ外国人が特定の市町村に多数居住することが想定されます。

黒川郡大和町の場合のように、企業の方針等により外国人県民等が一時的に急増した後、急減する場合がありますが、東海地方や北関東等における外国人集住都市（注 7）のように、外国人県民等の集住が恒常化することもあります。

外国人県民等が一時的に急増し、集住した場合、受け入れる地域社会が速やかに対応できず、適切な支援を行うことができないということが考えられます。

また、集住が恒常化した場合、点在している地域に比べ住民が互いの文化的背景の違いを認識する場面が多く発生し、誤解や摩擦が生じることも多く、外国人県民等だけで交流し、地域住民から隔絶した状況となるおそれもあります。

一時的な急増に対しては、関係機関が連携し、速やかな支援と地域に対する啓発を行う必要があります。

また、集住の恒常化に対しては、上記に加え、外国人県民等の地域社会への適応の促進を図る必要があります。

第4 基本方針と多文化共生施策の方向性

1 基本方針

(1) 計画の基本方針

外国人県民等とともに取り組む地域づくり

～意識の壁の解消～

外国人県民等の自立と社会活動参加の促進

～言葉の壁の解消～

～生活の壁の解消～

「第3 外国人県民等を取り巻く現状と課題」に示した各課題は、外国人県民等に対する理解の不足や認識の低さは「意識の壁」、コミュニケーションの困難さと学習の機会の不足は「言葉の壁」、家族問題の増加・複雑化と活躍の場の不足は「生活の壁」と言うことができます。

本計画においては、「外国人県民等とともに取り組む地域づくり」と「外国人県民等の自立と社会活動参加の促進」を基本方針として掲げ、多文化共生の推進に取り組めます。

まず、「意識の壁」を解消することで、外国人県民等を含む県民や各関係機関が適切な役割分担の下で協働して多文化共生に取り組むことが促進され、「外国人県民等とともに取り組む地域づくり」が実現します。

次に、「言葉の壁」を解消することで、情報面から外国人県民等の生活の安全・安心が守られ、外国人県民等の地域社会への適応力が向上します。

さらに、「生活の壁」の解消により、外国人県民等とその家族の家庭生活の質が向上し、外国人県民等が能力を発揮することが促進されます。

こうしたことにより、「外国人県民等の自立と社会活動参加の促進」が図られます。

二つの基本方針に従い、それぞれの壁を解消するよう多文化共生施策を進めていくことで、将来的に外国人県民等が集住した時に生じる課題にも対応していくことができます。

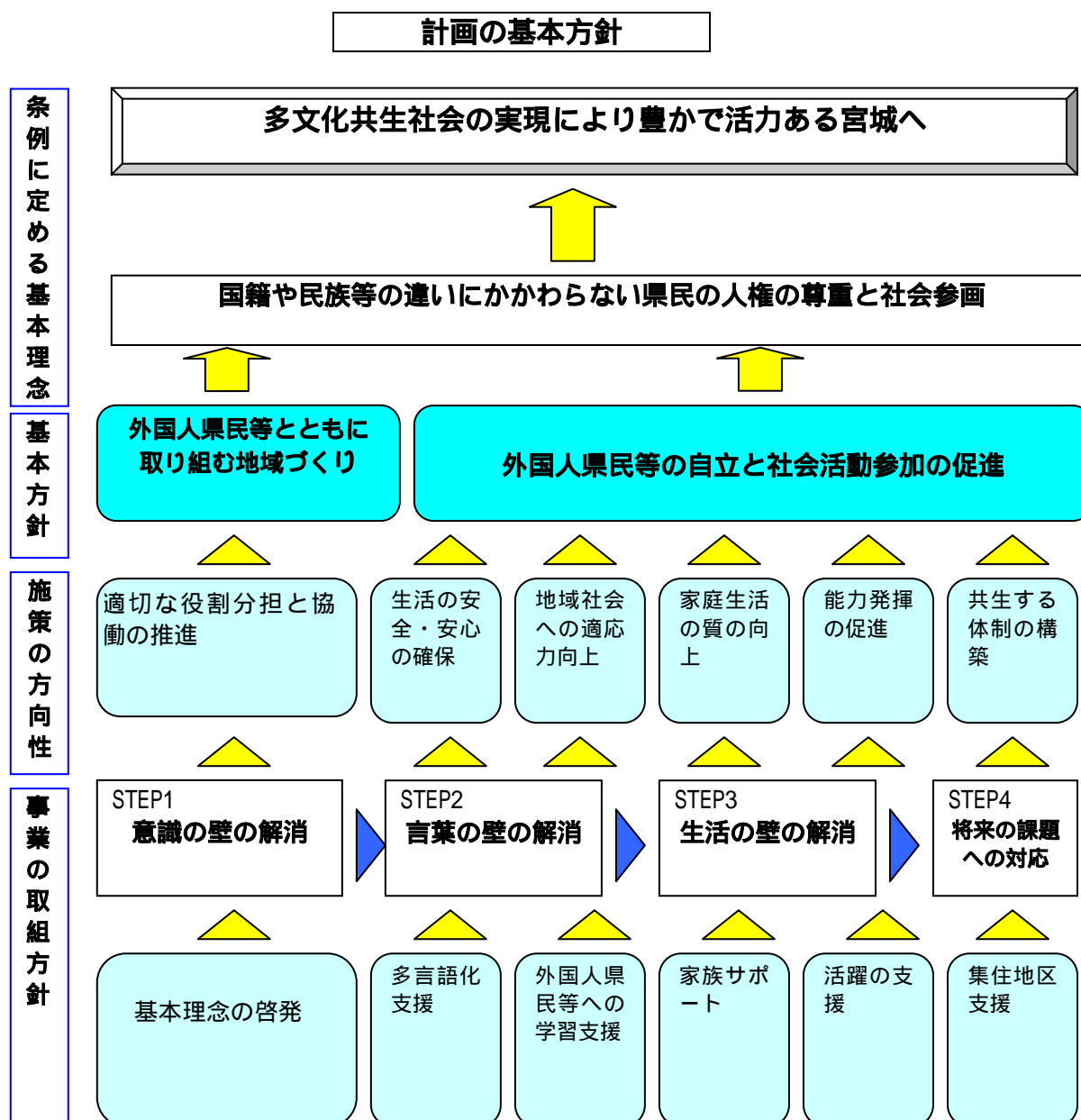
(2) 展開の基本的な考え方

多文化共生施策を進めるためには関係機関が適切に役割を分担し、ネットワークを構築しながら取り組むことが必要です。望ましい役割分担は、住民施策という視点を踏まえ、基本理念の普及啓発や外国人県民等の生活を支援する基本的な施策については行政機関が中心的な担い手となり、行政機関だけでは効率的な展開が困難な専門性、先駆性、柔軟性が求められる分野での取組については国際交流協会や自主的・自発的に活動するNPO等が担う形です。

外国人県民等の状況やニーズは地域によって様々であり、多文化共生施策の進度も地域

ごとに異なるため、本計画の対象期間である5年間に、それぞれが担うべき役割をすべて実現することは困難であると考えられることから、この5年間では、まず実現可能な取組から実施し、実施が難しい取組については、関係機関が相互に補完し合いながら、効率的な多文化共生施策の推進を図ります。

また、既に行政機関をはじめ国際交流協会や様々なNPO等による取組を積極的に行っている地域にあっては、その取組をさらに発展させ、先進的分野への取組、広域連携による協力等を行います。



2 施策の方向性と事業の取組方針

(1) 適切な役割分担と協働の推進

多文化共生施策の方向性：県民，事業者，行政機関等の適切な役割分担と協働の推進

事業の取組方針：意識の壁の解消に向けた基本理念の啓発

宮城県の多文化共生を推進するに当たり，県民，事業者，行政機関等に対する多文化共生の基本理念の周知が不十分であるという課題は，外国人県民等も含めた県民，事業者，行政機関等それぞれに対する啓発を行い，関係機関が連携を図っていくことで解消できます。

そのため，県民，事業者等への啓発や防災・防犯，家族などの分野における啓発を行うとともに，ニーズや課題に応じた取組を行うためのコーディネート（注8）の機能を充実し，推進体制の整備等を行います。

こうした取組によって，意識の壁の解消を図り，多文化共生に向けた県民，事業者，行政機関等の適切な役割分担と協働を推進します。

イ 具体的な取組内容

県民への啓発	<ul style="list-style-type: none">・ シンポジウムや相互交流イベント，国際理解教育などを通して，県民全体が多文化共生の基本理念を理解し，地域づくりに取り組むことを促進します。・ 自治会・町内会等の地域住民による組織，民生委員など地域住民の支援者等と連携を図り，地域に対する基本理念の啓発を行います。
事業者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 外国人県民等の働く場や研修の場を提供する事業者，サービスを提供する事業者が多文化共生の基本理念を理解し，多文化共生の地域づくりにおいて事業者としての役割を果たすよう啓発します。
市町村に対する啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村における多文化共生施策を促進するための研修等を行います。・ 地域における多文化共生を推進するため，市町村のコーディネート機能の充実を図ります。
防災・防犯に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 外国人県民等も含めた地域の防災訓練や防災・防犯講座などの実施，地域における多言語での防災や防犯の資料の作成等を通じて，外国人県民等も住民の一員として防災・防犯の地域づくりに参加することを普及啓発します。
多文化家族への啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 国際結婚などで外国人県民等を迎えた家族（以下「多文化家族」とします。）における多文化共生を推進するため，オリエンテーションの実施等により基本理念の普及啓発を行います。
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 県，市町村，関係機関が協働して多文化共生を推進するための体制と行政組織内部において多文化共生施策を効果的に実施していくための体制を整備します。・ 県と市町村におけるコーディネート機能の充実を図ります。

ロ 取組に向けた主な役割分担

市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において多文化共生の基本理念を啓発し、地域住民による組織や地域住民への支援者等と連携を図ります。 ・ 組織内部に対して「外国人も住民である」という意識の普及を図ります。 ・ 外国人県民等のニーズを把握し、地域における多文化共生のコーディネートの実施主体として、関係機関と連携し、多文化共生施策を実施します。 ・ 市町村国際交流協会・NPO，事業者等と協働する体制を作ります。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民，事業者，市町村等に対し，多文化共生の基本理念についての啓発を行います。 ・ 防災・防犯や多文化家族などの各分野に関し，全県的な啓発を行います。 ・ 組織内部に対し「外国人も住民である」という意識の普及を図ります。 ・ 行政機関，事業者，関係機関が協働して多文化共生の地域づくりに取り組むための推進体制を整備します。 ・ 全県的・広域的な課題に関するコーディネート機能の充実を図ります。 ・ 市町村のコーディネート機能の充実を促進し，市町村連携による取組等を推進します。
(財)宮城県国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生に向けたこれまでの活動実績を踏まえ，県民，行政機関，関係機関に対する多文化共生の基本理念の啓発を行い，また，県や市町村が行う啓発に協力します。 ・ 行政機関，事業者，関係機関と協働し，多文化共生を推進します。また，県，市町村のコーディネート機能の充実や市町村連携による取組等を支援します。
市町村国際交流協会 ・ N P O	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生の基本理念を理解し，多文化共生施策の地域における実践者として，県民に対し多文化共生の基本理念を啓発し，また，他の機関が行う啓発に協力します。 ・ 推進体制の整備に協力します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生の基本理念を理解し，雇用や事業活動における差別的な取扱いの解消や外国人県民等に配慮した取組，外国人県民等の人材活用を推進します。 ・ 推進体制の整備に協力します。

八 施策の評価指標

項 目	平成 20 年度（現況）	平成 25 年度（目標）
県民意識調査「外国人も活躍できる地域づくり」に対して重視すると回答している割合	44.0 %	60.0 %

(2) 情報面からの生活の安全・安心の確保

多文化共生施策の方向性：情報面からの外国人県民等の生活の安全・安心の確保

事業の取組方針：言葉の壁の解消に向けた多言語化支援

外国人県民等が日常生活を営む上で県や市町村その他の公共機関からの情報が十分に伝わらないおそれがあるという課題は、情報の配信元が外国人県民等にも理解できるように多言語等による情報を提供し、通訳を活用することで解消できます。

特に、災害情報や医療情報など生命に直接関わる重要な分野における情報の伝達やコミュニケーションはとても重要なことから、日本語能力が十分ではない外国人県民等も暮らしているということ認識し、多言語ややさしい日本語による情報の配信、通訳の活用、市町村窓口におけるワンストップサービス（注9）の実施等による対応を推進します。

こうした取組によって、言葉の壁の解消を図り、情報面から外国人県民等の生活の安全・安心を守っていきます。

イ 具体的な取組内容

県・市町村その他の公共機関における情報多言語化の推進	・ 県，市町村その他の公共機関において，多言語やさしい日本語による情報配信や対応を推進します。
災害時等における多言語情報の提供	・ 災害情報や緊急時の情報，防犯情報など安全に関する情報について多言語やさしい日本語による提供を行います。
医療機関における情報の多言語化の推進	・ 多言語問診票や医療通訳ボランティアの活用等医療機関受診時の多言語対応を推進します。
保健福祉分野の情報の多言語化の推進	・ 日常生活においてかかわる機会の多い保健福祉分野での多言語対応を推進します。
通訳活用等による多言語対応の推進	・ 外国人県民等が行政機関や医療機関を利用する際や地震等の災害が起きた際などに通訳を行う体制を整備することにより，多言語対応を推進します。
ワンストップサービスの推進	・ 外国人登録を行う市町村において，必要な手続等を一元的に案内するワンストップサービスを実施するよう推進します。

ロ 取組に向けた主な役割分担

市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> 生活情報，市町村情報等の多言語化・やさしい日本語化配信を推進します。 災害時等における地域情報の多言語化・やさしい日本語化を推進します。 保健福祉分野の情報の多言語化を推進します。 通訳体制を整備し，通訳の活用を推進します。 外国人県民等に対するワンストップサービスを実施します。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> 全県共通に配信する情報の多言語化・やさしい日本語化を推進します。 災害時等の多言語・やさしい日本語による対応を推進します。 保健福祉分野の情報の多言語化を推進します。 通訳の活用を推進します。 医療機関の多言語対応，公共機関の情報多言語化等の推進について啓発し，支援します。 市町村に対し，生活情報等の多言語・やさしい日本語による配信，窓口におけるワンストップサービスの実施等を促進し，支援します。
(財)宮城県国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 生活情報の多言語化・やさしい日本語化配信を推進します。 ボランティアによる通訳を育成し，行政機関その他の公共機関からの要請に応じて紹介します。 行政機関が情報の多言語化を行う際の翻訳人材を紹介します。
市町村国際交流協会 ・ N P O	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携し，地域の生活情報の多言語化・やさしい日本語化配信を推進します。 ボランティアによる通訳を育成し，地域における通訳体制の整備を支援します。 市町村の情報配信，ワンストップサービスに協力します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> 公共性の高い事業活動を行う事業者においては，利用客に向けた情報の多言語化・やさしい日本語化配信を推進します。

八 施策の評価指標

項 目	平成 20 年度（現況）	平成 25 年度（目標）
多言語による生活情報の提供を実施している市町村数	5 市町村	10 市町村

(3) 地域社会への適応力向上

多文化共生施策の方向性：外国人県民等の地域社会への適応力向上の促進

事業の取組方針：言葉の壁の解消に向けた外国人県民等への学習支援

外国人県民等が日本語や日本の生活習慣等を学ぶ機会が少ないという課題は、学習環境の充実を図ることで解消できます。

日本語講座の充実や外国人児童・生徒の日本語教育の推進により、外国人県民等の日本語学習を支援します。また、外国人県民等が日本での生活を始めるに当たって、日本の生活習慣や地域での生活上のルールに関する説明（以下「生活オリエンテーション」とします。）の実施を推進することにより日本の生活習慣等を学ぶ機会を設けます。

特に日本語講座は、外国人県民等にとって日本語を学ぶ場としてだけでなく、日本人との交流や外国人県民等同士の交流の場ともなっているため、各地での開催を促進します。

こうした取組によって、言葉の壁の解消を図り、外国人県民等の地域社会への適応力の向上を図ります。

イ 具体的な取組内容

日本語講座の充実	・ 日本語講座のない地域における講座の新設，既設の講座の内容の充実等を図ります。
外国人児童・生徒の日本語教育推進	・ 地域の小・中学校に通う外国人の児童・生徒が，適切に日本語を学べ，学校に適應できるよう小・中学校における日本語指導の充実を図ります。
生活オリエンテーションの推進	・ 外国人登録を行う市町村において，外国人県民等に対する生活オリエンテーションの実施を推進します。

ロ 取組に向けた主な役割分担

市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村国際交流協会・NPO等と連携し、日本語講座を開設します。また、既に実施している日本語講座への支援・充実を図ります。 小・中学校の外国人児童・生徒に対する支援を行います。 外国人県民等に対する生活オリエンテーションを実施します。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> 日本語講座のない地域での講座の開設や既設の講座の充実を促進します。 外国人児童・生徒を抱える小・中学校における日本語指導の充実を促進します。 地域における生活オリエンテーションの実施を促進します。
(財)宮城県国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 日本語講座を開催します。 地域の日本語講座の充実に向け、講師の育成、教材の充実等を図ります。 小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導を支援します。 地域における生活オリエンテーションを支援します。
市町村国際交流協会 ・NPO	<ul style="list-style-type: none"> 地域における日本語講座を開催し、また、他の機関が開催する日本語講座を支援します。 市町村と協力して外国人県民等の日本語・日本の生活習慣等の学習を支援します。 小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導を支援します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> 雇用する外国人県民等とその家族の日本語、日本の生活習慣等の学習を支援します。

八 施策の評価指標

項 目	平成 20 年度（現況）	平成 25 年度（目標）
日本語講座開設数	25 講座	30 講座

(4) 家庭生活の質の向上

多文化共生施策の方向性：外国人県民等とその家族の家庭生活の質の向上の促進

事業の取組方針：生活の壁の解消に向けた家族サポート

外国人県民等だけではなく家族全体への支援が必要であるという課題は、家族に着目した多面的なサポートを行うことで解消できます。

各相談窓口における外国人県民等とその家族からの相談への対応力の向上を図ります。また、特にサポートが求められる外国人県民等の出産、子育て期における支援を充実します。

さらに、外国人県民等の子どもが帰国後に母国に適應できるよう、母国語・母国文化の教育に関する調査を行い、支援します。

こうした取組によって、生活の壁を解消し、外国人県民等とその家族の家庭生活の質の向上を図ります。

イ 具体的な取組内容

多文化家族からの相談 対応力の向上	<ul style="list-style-type: none">外国人県民等やその家族からの複雑化する相談に対応するため、専門相談の機能を充実します。県，市町村，関係機関の相談対応者が外国人県民等からの相談に関する理解を深め，的確に応じていくための技術向上を図ります。
外国人県民等の子育て 支援	<ul style="list-style-type: none">点在する外国人県民等の出産，子育てにおける孤立を防ぐための支援を行います。
母国語・母国文化教育の 調査・支援	<ul style="list-style-type: none">外国人県民等の子どもの母国語や母国文化の学習・維持について調査し，必要な支援を行います。

ロ 取組に向けた主な役割分担

市 町 村	<ul style="list-style-type: none">住民からの相談に応じる所属において，多文化家族からの相談対応力の向上を図るとともに，専門相談窓口を設置します。外国人県民等の出産，子育て期における孤立防止に向け，支援を充実し，必要な情報の提供を行います。
-------	---

宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化家族からの相談体制を整備し，充実を図ります。 ・ 研修会の開催等により県，市町村，関係機関の相談対応力向上を図ります。 ・ 市町村等の子育て支援の取組を促進します。 ・ 母国語・母国文化教育のニーズや現状を調査し，必要な支援を行います。
(財)宮城県国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化家族からの相談体制の整備を支援するとともに，県，市町村，関係機関に対する専門的な助言を行います。 ・ 市町村等が行う子育て支援の取組に協力します。 ・ 母国語・母国文化教育に関する調査に協力します。
市町村国際交流協会 ・ N P O	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人県民等からの相談に応じる専門の相談窓口を設置し，また，他の機関が行う相談対応を支援します。 ・ 市町村，関係機関に対する専門的な助言を行います。 ・ 地域における子育て支援の取組等を実施し，また，他の機関が行う子育て支援の取組に協力します。

八 施策の評価指標

項 目	平成 20 年度（現況）	平成 25 年度（目標）
外国人相談対応の体制を整備している市町村数	4 市町村	8 市町村

(5) 能力発揮の促進

多文化共生施策の方向性：外国人県民等の能力発揮の促進

事業の取組方針：生活の壁の解消に向けた活躍の支援

外国人県民等の活躍の機会が不足しているという課題は、意欲がある外国人県民等が社会で活躍できるよう支援することで解消できます。

宮城県で暮らす外国人県民等の中には社会参画を希望する人が多数います。事業者、外国人県民等双方に対する情報の提供により外国人県民等の就職・起業を支援し、行政や地域の取組において人材活用を推進します。

こうした取組によって、生活の壁を解消し、外国人県民等の能力の発揮を促進します。

イ 具体的な取組内容

就職・起業の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者に対し、就労可能な在留資格等外国人県民等の雇用に関する情報を提供し、雇用促進に向けた啓発を行います。・ 外国人県民等に対し、就職や起業を支援する情報を提供します。
人材活用の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 県、市町村が施策における住民参画（パブリックインボルブメント）の機会を設ける際や地域において外国人県民等の支援、国際交流の取組を行う際に外国人県民等の人材活用を推進します。

ロ 取組に向けた主な役割分担

市 町 村	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内の事業者に対し雇用促進に向けた啓発を行います。・ 県が就職支援情報や起業相談等の情報を外国人県民等に提供する際に協力します。・ 住民参画（パブリックインボルブメント）の機会に外国人県民等の人材活用を推進します。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none">・ 雇用の促進に向けた事業者への啓発を行います。・ 市町村や関係機関を通じて就職支援情報や起業相談等に関する情報提供を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画（パブリックインボルブメント）の機会に外国人県民等の人材活用を推進し，市町村や関係機関に対しても人材活用を働きかけます。
(財)宮城県国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が就職支援情報や起業相談等の情報を外国人県民等に提供する際に協力します。 ・ 事業活動において外国人県民等の人材活用を進めます。
市町村国際交流協会 ・ N P O	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が就職支援情報や起業相談等の情報を外国人県民等に提供する際に協力します。 ・ 事業活動において外国人県民等の人材活用を進めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用における外国人県民等に対する不当な扱いを排除し，外国人県民等の活躍の機会を拡大します。 ・ インターンシップ（注 10）等の受入れにより外国人県民等の就職を支援します。

八 施策の評価指標

項 目	平成 20 年度（現況）	平成 25 年度（目標）
永住者の求職者に対する就職率（宮城労働局調べ）	26.8 %	43.0 %

(6) 共生する体制の構築

多文化共生施策の方向性：外国人県民等と共生する体制の構築

事業の取組方針：将来の課題への対応としての集住地区支援

外国人県民等の一時的な急増，集住に対応するため関係機関の連携による速やかな支援が必要であるという課題については，行政機関，事業者，関係機関が協働して，迅速かつ的確に外国人県民等の支援と地域に対する啓発を行うことで解消できます。

支援の内容としては，多言語情報の提供や日本語・日本の生活習慣等の学習支援などが考えられ，各関係機関が集住地区に対して重点的に支援を行います。

また，集住の恒常化に対して，外国人県民等の地域社会への適応の促進が必要であるという課題については，外国人県民等の地域への受入れを積極的に推進することにより解消します。

外国人県民等の支援の取組を効果的に推進するための拠点の整備や外国人県民等のコミュニティリーダー（注 11）となる人材の育成，外国人県民等の子どもが日本の学校にスムーズに適応できるよう支援する日本語初期指導教室（注 12）の設置などを行います。

これらの取組によって，将来の課題に備え，外国人県民等と共生する体制の構築を目指します。

イ 具体的な取組内容

協働による支援・啓発	・ 行政機関，事業者，関係機関が協働して，多言語情報の提供，日本語学習等の支援等と地域に対する基本理念の普及啓発を迅速かつ的確に行います。
外国人県民等の地域への受入促進	・ 多文化共生の推進に向けた活動拠点を整備し，外国人県民等によるコミュニティリーダーの育成，子どものための日本語初期指導教室の設置などを行います。

ロ 取組に向けた主な役割分担

市 町 村	・ 関係機関と連携し，多言語情報の提供，日本語学習等の支援等と地域に対する基本理念の普及啓発を行います。
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集住の恒常化に対応し、多文化共生を推進するための活動拠点を整備します。 ・ 集住の恒常化に対応し、外国人県民等の子どものための日本語初期指導教室を設置します。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、外国人県民等の支援の取組と地域住民に対する基本理念の啓発を行います。 ・ 全国的な動向に関する情報を収集し、連携の調整を図ります。 ・ 地域が行う拠点整備、子どものための日本語初期指導教室の設置等に対し、支援を行います。
(財)宮城県国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、外国人県民等の支援の取組と地域住民に対する基本理念の啓発を行います。 ・ コミュニティリーダーを育成します。 ・ 地域が行う拠点整備、子どもための日本語初期指導教室の設置等に協力します。
市町村国際交流協会 ・ N P O	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、多言語情報の提供、日本語学習等の支援等と地域に対する基本理念の普及啓発を行います。 ・ 市町村、関係機関が行う取組に協力します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用主として、就労する外国人県民等の生活を支援します。 ・ 市町村、関係機関が行う取組に協力します。

第5 計画推進のために

1 計画の進行管理

本計画の進行に当たっては、多文化共生施策を事業化し実施します。事業の効果については、施策ごとに定めた評価指標により評価します。また、県は、本計画の適切な進行管理を行い、県が実施した多文化共生に関する取組について毎年度県議会に報告します。

社会経済情勢が激しく変化する中で、本計画の対象期間である5年間に予測し難い変化も考えられます。そのため、計画の推進に当たっては、社会経済情勢の変動に柔軟に対処し、必要に応じて本計画の点検・見直しを行います。

2 役割分担とコーディネート機能

(1) 多文化共生の推進に向けた役割分担

多文化共生を推進するためには、県民、市町村、県、財団法人宮城県国際交流協会その他の関係機関が適切に役割分担し、協働することが必要となります。

主な役割は以下のとおりです。

イ 県民の役割

国籍、民族等の違いにかかわらずすべての県民が多文化共生の基本理念を理解し、地域づくりの主体として、地域社会や職場、学校、家庭などのあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めます。また、行政機関や国際交流協会・NPO等が行う多文化共生に向けた取組に積極的に参加します。

ロ 市町村の役割

市町村は、外国人県民等に最も身近な行政機関として、生活情報の適切な配信や日本語・日本の生活習慣等に関する学習の支援等生活に密着した支援を行います。また、地域における多文化共生の基本理念の普及啓発を行い、地域内の関係機関と連携して多文化共生を推進するための体制を整備します。

八 県の役割

県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、基本理念の全県的な普及啓発や全県的な情報配信、広域的な課題への対応、先進分野に関する取組等市町村による実施が難しい分野の取組を行います。また、市町村と関係機関による多文化共生の取組の促進・支援を行い、関係機関と連携して県全体の多文化共生を推進するための体制を整備します。

二 財団法人宮城県国際交流協会の役割

財団法人宮城県国際交流協会は、これまでの多文化共生の推進に関する活動実績を踏まえ、取組を継続するとともに、県、市町村、関係機関が行う多文化共生の取組に関し、専門的、技術的な支援や多文化共生の推進を担う人材の育成、先進分野への取組等を行います。

ホ 市町村国際交流協会・NPOの役割

市町村の国際交流協会や地域の民間団体・NPO等は、これまでの活動実績をいかし、市町村、関係機関と連携しながら多文化共生の推進に向けた取組を進めます。

既に多文化共生の推進に向けた取組を積極的に行っている機関にあっては、取組を継続するとともに、市町村、関係機関との協働の推進、多文化共生の推進を担う人材の育成、先進分野への取組等を積極的に進めます。

へ 教育機関の役割

教育機関は、条例に基づき、学校教育、社会教育の充実を図るとともに、多文化共生の推進を担う人材を主体的に育成し、地域の関係機関との連携を図ります。

ト 事業者の役割

事業者は、多文化共生社会の形成において重要な役割を担うことから、多文化共生の基本理念を理解し、各々の事業活動において、多文化共生を推進するための取組を行います。

(2) 地域におけるコーディネートの重要性

多文化共生を推進し、外国人県民等を支援するためには、外国人県民等が持つニーズや

地域が抱える課題等を収集する一方で、地域が持つ社会資源（注13）を把握し、ニーズ・課題に即した取組を行うという一連の流れをコーディネートすることが必要です。ニーズ・課題に即した社会資源等がない場合は、新たに創出することも求められ、取組の実施後は、ニーズ・課題が解消したかをチェックすることも必要となります。

地域的な課題や生活に密着した分野については、外国人県民等に最も身近な地方公共団体である市町村がコーディネートを行います。

全県的な課題、先進的な取組、広域連携や他分野との連携による取組が求められる課題については、県がコーディネートを行います。

多文化共生のコーディネートについては、県や市町村が単独で地域におけるニーズ・課題を適切に把握し、取り組むことには限界があることから、外国人県民等を含む県民や関係機関とのネットワークを構築し対応していくことが重要です。

3 推進体制の整備

行政機関、事業者、関係機関による「宮城県多文化共生社会推進連絡会議（仮称）」を設置し、ネットワークの基盤を構築します。また、条例に基づき設置した「宮城県多文化共生社会推進審議会」が県内における多文化共生の状況について調査審議し、県に提言を行います。

さらに、県、市町村、関係機関が多文化共生施策を展開する際に、専門的、技術的な支援を行う財団法人宮城県国際交流協会を「多文化共生センター（仮称）」として位置付け、宮城県の多文化共生を推進するための重要なけん引役とします。

注釈

	用語	内容
注1	グローバル化	世界的規模となっている状態。国境を越えて地球全体にかかわるようになっている状態
注2	外国人登録者	「外国人登録法」に基づき市町村に外国人登録を行っている人。同法の規定により、日本に90日を超えて滞在しようとする外国人は、登録が必要とされている。
注3	特別永住者	「出入国管理及び難民認定法」に基づく在留資格で、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に基づき在留する人
注4	一般永住者	「出入国管理及び難民認定法」に基づく在留資格で、日本在留中に法務大臣より永住への在留資格変更許可を受けた人
注5	NPO	営利を目的とせず、継続的、自発的に行う社会的・公益的な活動（民間非営利活動）を行う団体。NPOは、Non Profit Organization の略語
注6	ドメスティック・バイオレンス	英語のDomestic Violenceをカタカナ表記したもので、略して「DV」と言うこともある。配偶者など親密な関係にある者：又はあった者から振るわれる暴力
注7	外国人集住都市	1990年代以降に来日した南米日系人を中心とする外国人が多数居住する市町。ほとんどのところで住民に対する外国人登録者数の割合が3%を超えている。
注8	コーディネート	課題やニーズを解決する取組を行う際に、関係者が適切な役割分担の下で各主体の能力を効果的に発揮できるよう調整すること。
注9	ワンストップサービス	各種の申請、届出等の行政手続を1箇所又は1回で行うことを可能とすることで、住民の利便性向上と事務処理の効率化を図ること。
注10	インターンシップ	大学生等に在学中、民間企業や行政機関等で研修的な就業体験の機会を設けることで、実践的な人材の育成につなげること。
注11	コミュニティリーダー	主として同じ出身国の外国人によって構成される地域コミュニティにおいて、多文化共生に向けた指導的役割を担う人
注12	日本語初期指導教室	来日したばかりで日本語を習得していない外国人の子どもを対象に、一定期間集中的に日本語の指導、日本の学校生活への適応指導を行うために設置される教室
注13	社会資源	住民ニーズを充足するために活用される施設や機関、制度、資金、知識、技能等を指す総称

資 料 編

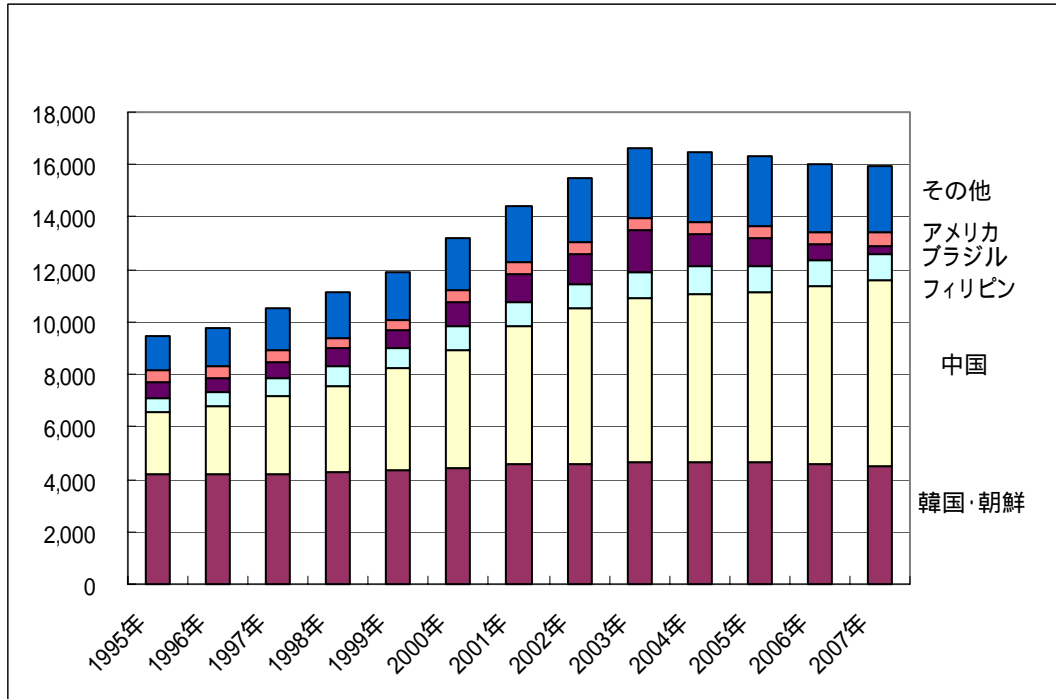
目 次

1	宮城県における外国人県民等の現況に関するもの	1
(1)	県内における外国人登録者数の推移	
(2)	在留資格別外国人登録者数の推移	
(3)	宮城県と全国における在留資格の状況	
(4)	市町村別の外国人登録者数	
(5)	日本での滞在期間	
(6)	今後の意向について	
(7)	県内における夫婦の国籍別にみた婚姻件数	
2	外国人県民等に対する理解の不足・認識の低さに関するもの	5
(1)	行政に期待する施策	
3	コミュニケーションの困難さに関するもの	6
(1)	日本語の会話力	
(2)	日本語を読む力	
(3)	日本語を書く力	
(4)	言葉に関して困った経験の有無	
4	学習の機会の不足に関するもの	8
(1)	日本語の学習の状況	
(2)	日本語の学習方法	
(3)	県内の市町村における日本語講座の開催状況	
(4)	外国人児童・生徒在籍者数	
(5)	日本語指導が必要な外国人児童・生徒数及び学校数	
5	家族支援の必要性に関するもの	9
(6)	平成19年度みやぎ外国人相談センターの相談内訳	
6	活躍の場の不足に関するもの	10
(1)	宮城県内のハローワークにおける外国人職業紹介状況	
(2)	外国人県民等の雇用状況	
(3)	外国人県民等を雇用する上で必要なこと	
7	展開の基本的な考え方	12
(1)	支援における役割分担とネットワークのイメージ図	
(2)	主な機能補完のイメージ図	
参考資料		
	多文化共生社会の形成の推進に関する条例	16
	宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿	22

1 宮城県における外国人県民等の現況に関するもの

(1) 県内における外国人登録者数の推移(1995-2007)

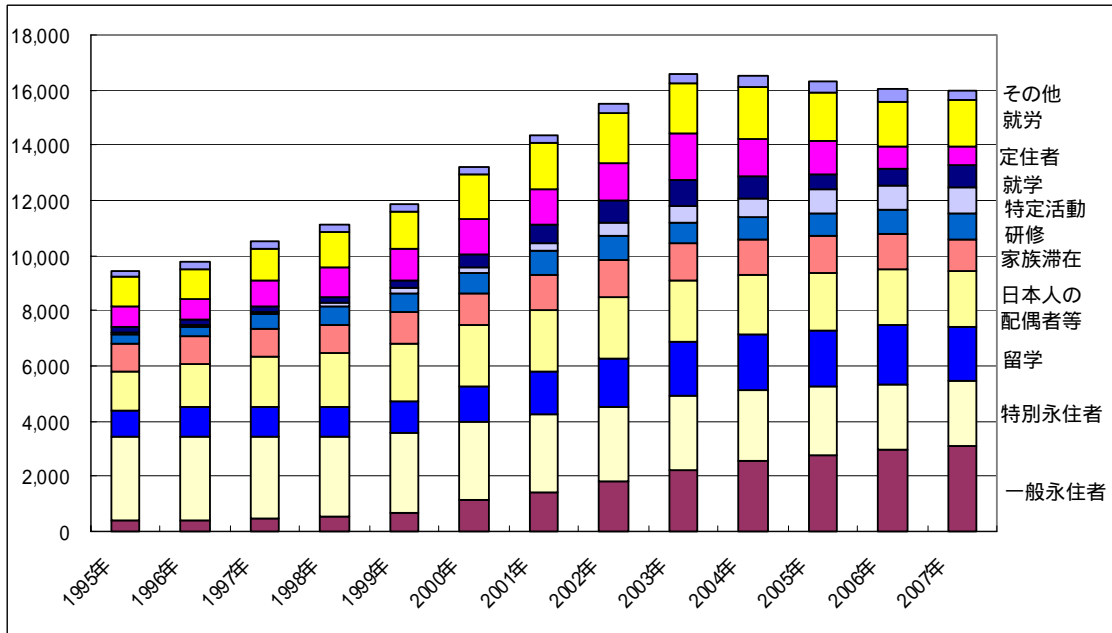
(人)



[法務省「在留外国人統計」より]

(2) 在留資格別外国人登録者数の推移

(人)



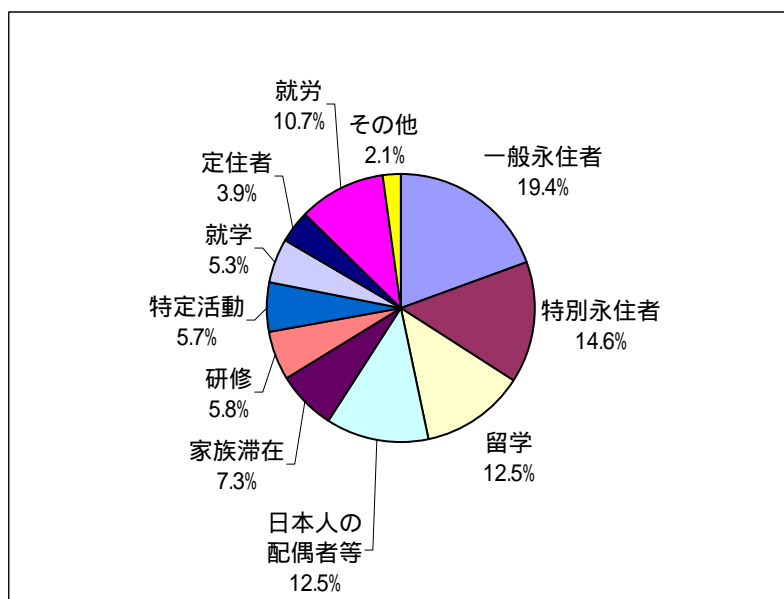
[法務省「在留外国人統計」より]

「就労」は教授、芸術、宗教、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能の合計。

(3)宮城県と全国における在留資格の状況(2007)

宮 城 県

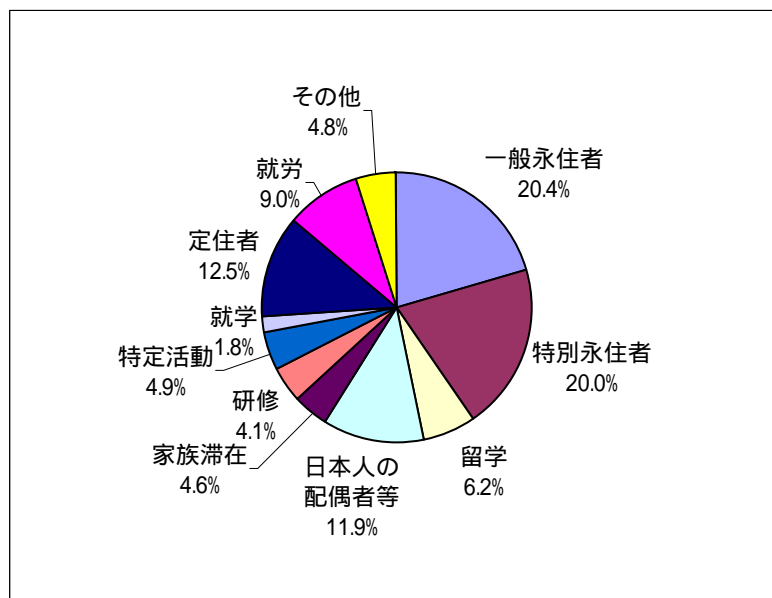
(%)



[法務省「在留外国人統計」より]

全 国

(%)



[法務省「在留外国人統計」より]

(4) 市町村別の外国人登録者数(2007年12月現在)

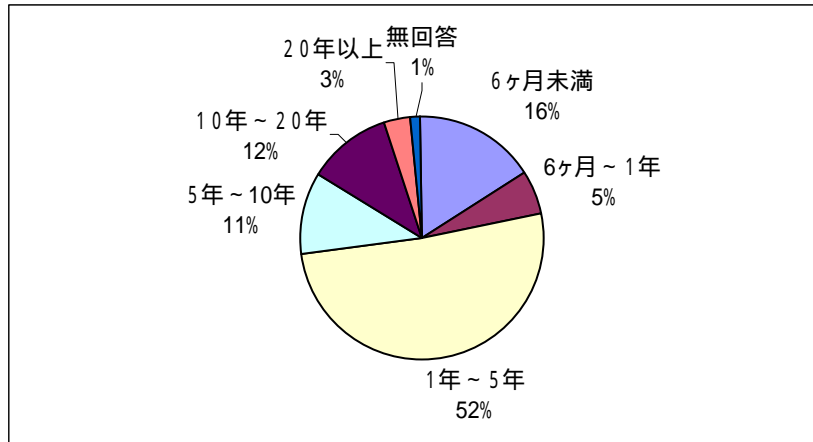
(人)

	外国人登録者数	在 留 資 格							
		一般永住者	特別永住者	留学	日本人の配偶者等	家族滞在	研修	特定活動	その他
仙台市	10,066	1,694	1,551	2,055	797	1,098	91	44	2,736
石巻市	766	125	47	5	139	9	167	189	85
塩竈市	405	52	73	0	30	3	109	110	28
気仙沼市	406	64	18	0	55	2	76	159	32
白石市	175	65	10	0	34	3	25	6	32
名取市	301	87	93	4	43	8	13	9	44
角田市	178	85	5	1	26	4	22	6	29
多賀城市	238	51	102	2	36	8	14	0	25
岩沼市	151	46	22	1	35	4	18	4	21
登米市	426	108	19	0	105	5	51	98	40
栗原市	343	85	21	1	117	5	43	21	50
東松島市	99	18	8	0	22	0	30	7	14
大崎市	648	141	58	3	181	18	70	59	118
蔵王町	53	21	1	0	10	0	8	3	10
七ヶ宿町	12	7	0	0	4	0	0	0	1
大河原町	89	28	14	0	13	2	7	13	12
村田町	38	16	2	0	10	3	1	2	4
柴田町	140	26	28	8	24	5	17	11	21
川崎町	45	29	3	0	6	0	0	4	3
丸森町	88	28	1	0	29	6	1	5	18
亘理町	130	41	9	1	22	9	17	9	22
山元町	75	31	4	0	11	3	6	6	14
松島町	32	10	2	1	9	0	0	0	10
七ヶ浜町	67	20	6	0	10	3	12	6	10
利府町	88	18	28	0	12	2	17	0	11
大和町	224	43	35	0	34	3	6	4	99
大郷町	32	4	1	0	7	2	2	8	8
富谷町	106	26	19	2	19	19	0	0	21
大衡村	29	13	0	0	8	1	2	0	5
色麻町	26	9	1	0	9	0	0	2	5
加美町	99	33	9	1	30	0	5	2	19
涌谷町	81	14	9	0	25	0	23	3	7
美里町	68	17	2	0	32	1	1	0	15
女川町	204	26	14	3	10	0	65	82	4
本吉町	59	16	0	0	16	0	9	11	7
南三陸町	140	29	3	0	23	0	34	29	22

[県経済商工観光部国際政策課調べ]

(5) 日本での滞在期間 (n = 146)

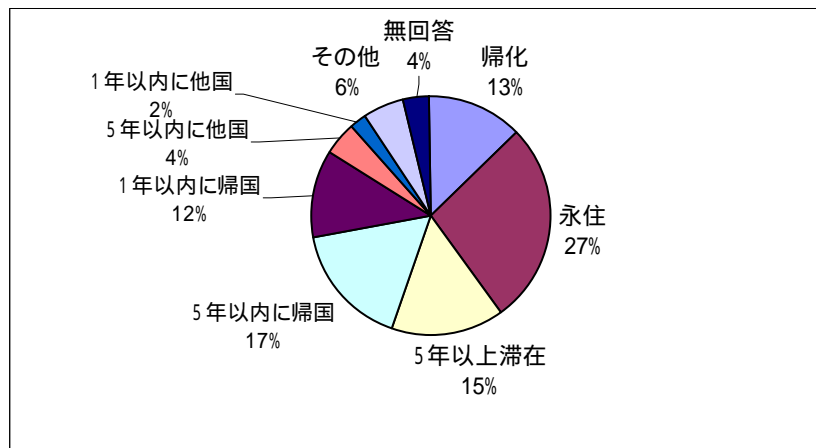
(%)



[県経済商工観光部国際政策課「外国人県民アンケート」より]

(6) 今後の意向について (n = 155)

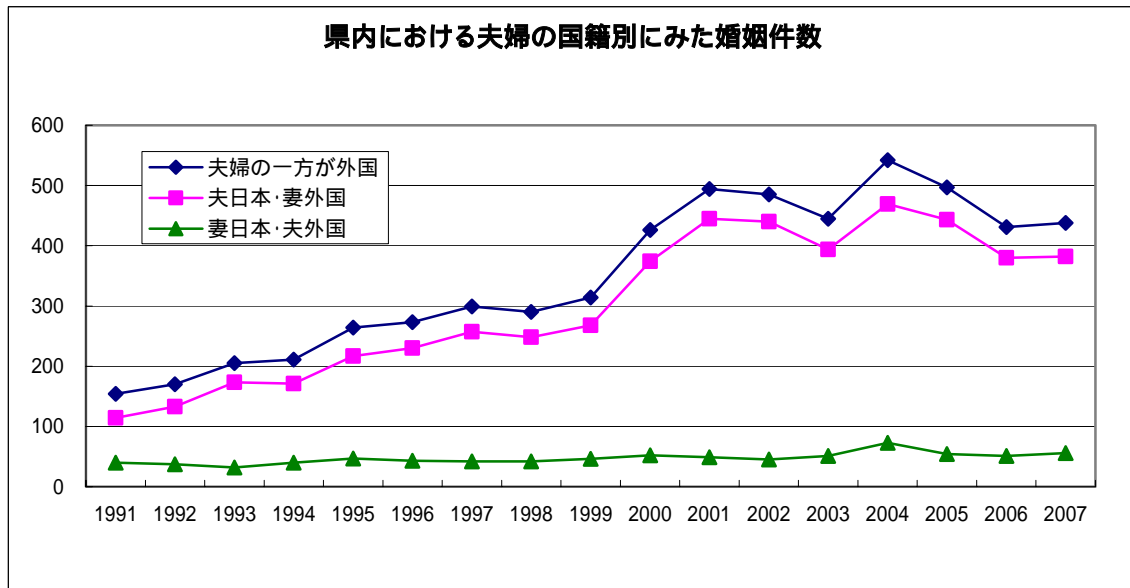
(%)



[県経済商工観光部国際政策課「外国人県民アンケート」より]

(7) 県内における夫婦の国籍別にみた婚姻件数(1991 - 2007)

(件)

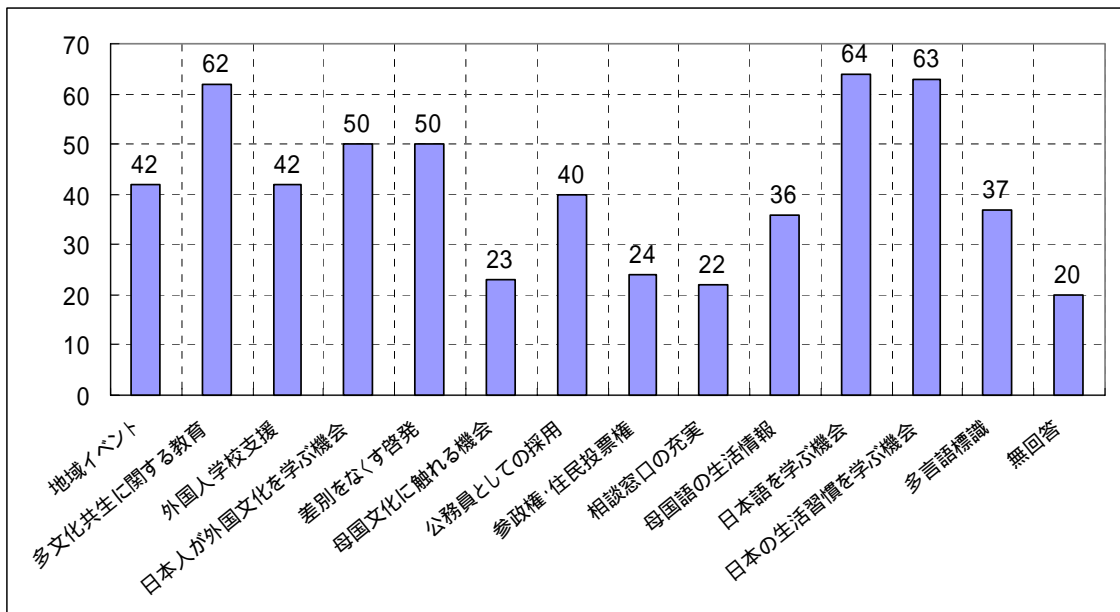


[厚生労働省「人口動態統計」より]

2 外国人県民等に対する理解の不足・認識の低さに関するもの

(1) 行政に期待する施策 (n = 155)

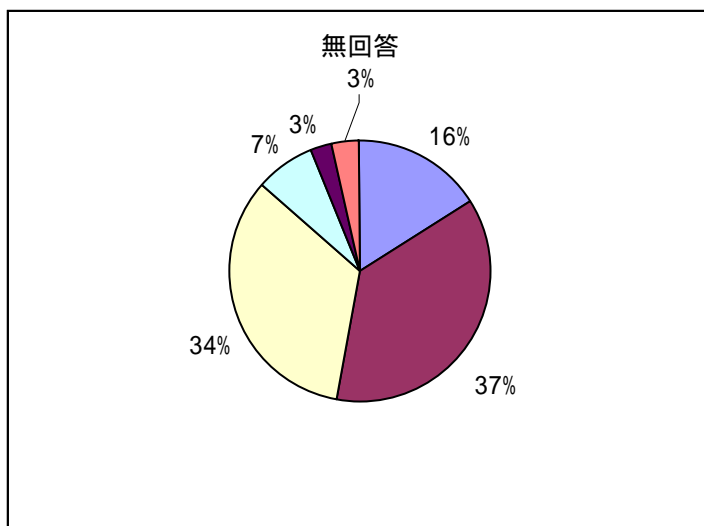
(件)



[県経済商工観光部国際政策課「外国人県民アンケート」より]

3 コミュニケーションの困難さに関するもの

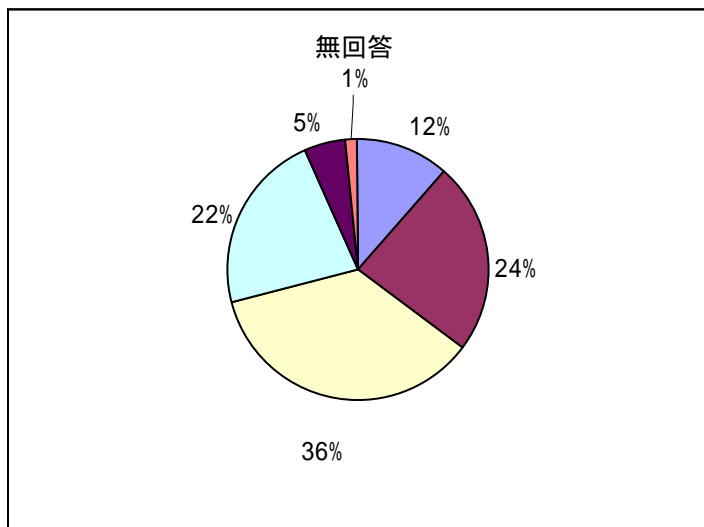
(1)日本語の会話力 (n = 146)



日本語で十分に会話ができるので困ることはない。
日常会話はできるが、専門的な話が必要なときなどで困ることがある。
簡単な会話はできるが、話したいことを表現したり、相手の話を理解することは不十分。
あいさつ程度のみ。
日本語で会話をすることがない。または必要ない。

[県経済商工観光部国際政策課「外国人県民アンケート」より]

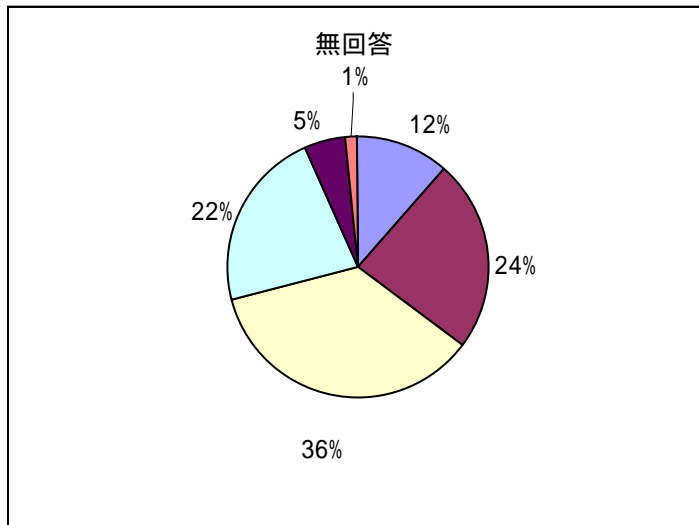
(2)日本語を読む力 (n = 146)



日本語は十分読めるので困ることはない。
日本語はほとんど読めるが、専門的な文章は読めない。
漢字が少し読め、日常生活のための簡単な文章を読むことができる。
ひらがな、カタカナを読めるが、漢字は読めない。
日本語を読むことがない。または必要ない。

[県経済商工観光部国際政策課「外国人県民アンケート」より]

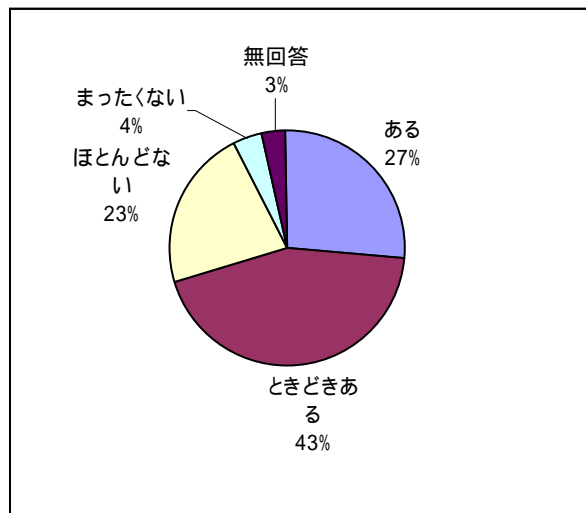
(3)日本語を書く力 (n = 146)



日本語は十分書けるので困ることはない。
日本語はほとんど書けるが、専門的な文章は書けない。
漢字が少し書け、日常生活のための簡単な文章を書くことができる。
ひらがな、カタカナは書けるが、漢字は書けない。
日本語を書くことがない。または必要ない。

[県経済商工観光部国際政策課「外国人県民アンケート」より]

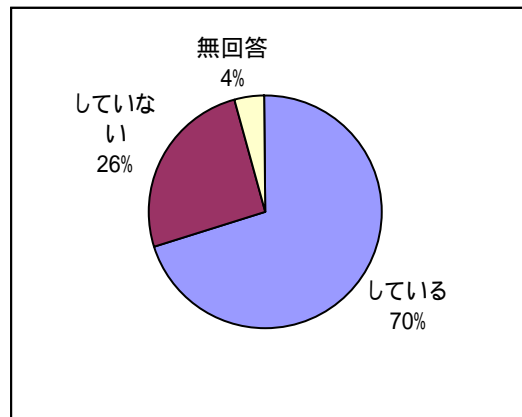
(4)言葉に関して困った経験の有無 (n = 146)



[県経済商工観光部国際政策課「外国人県民アンケート」より]

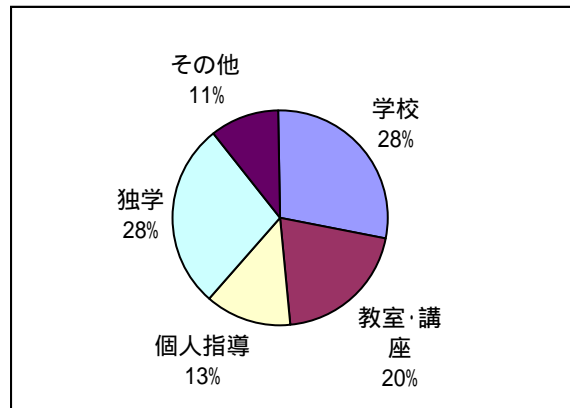
4 学習の機会の不足に関するもの

(1) 日本語の学習の状況 (n = 146)



[県経済商工観光部国際政策課「外国人県民アンケート」より]

(2) 日本語の学習方法 (n = 102)



[県経済商工観光部国際政策課「外国人県民アンケート」より]

(3) 県内の市町村における日本語講座の開催状況

H20.4.1 現在

開催している市町	仙台市，石巻市，気仙沼市，名取市，角田市，岩沼市，登米市，大崎市，川崎町，亘理町，松島町，美里町，南三陸町
開催していない市町村	塩竈市，白石市，多賀城市，栗原市，東松島市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，丸森町，山元町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，女川町，本吉町

[(財)宮城県国際交流協会調べ]

(4)外国人児童・生徒在籍者数(2007年5月1日現在)

(人)

	小学校		中学校		計	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
	247	0	120	2	367	2
計	247		122		369	

[県企画部統計課調べ]

(5)日本語指導が必要な外国人児童・生徒数及び学校数(2007年9月1日現在)

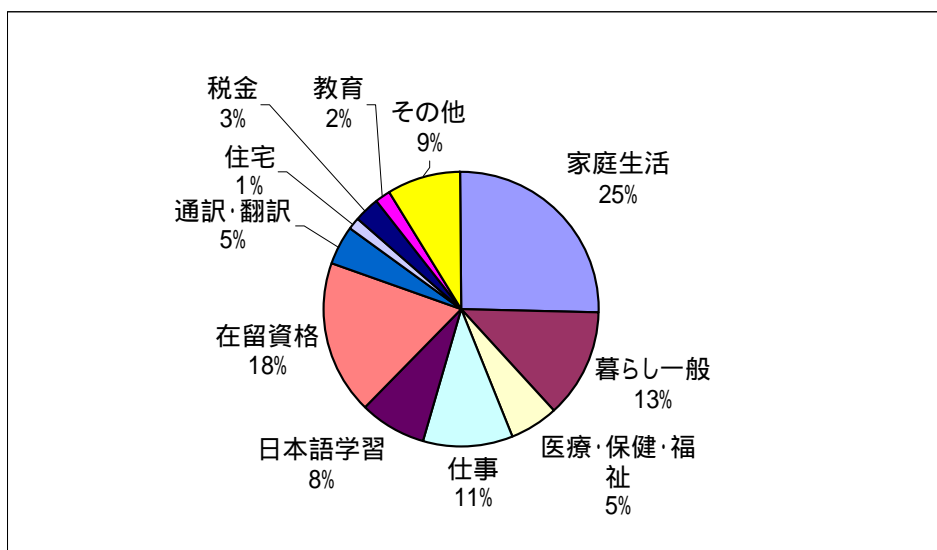
(人, 校)

小学校		中学校		計	
人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数
58	33	38	25	96	58

[県教育庁義務教育課調べ]

5 家族支援の必要性に関するもの

(1)平成19年度みやぎ外国人相談センターの相談内訳 (n = 294)

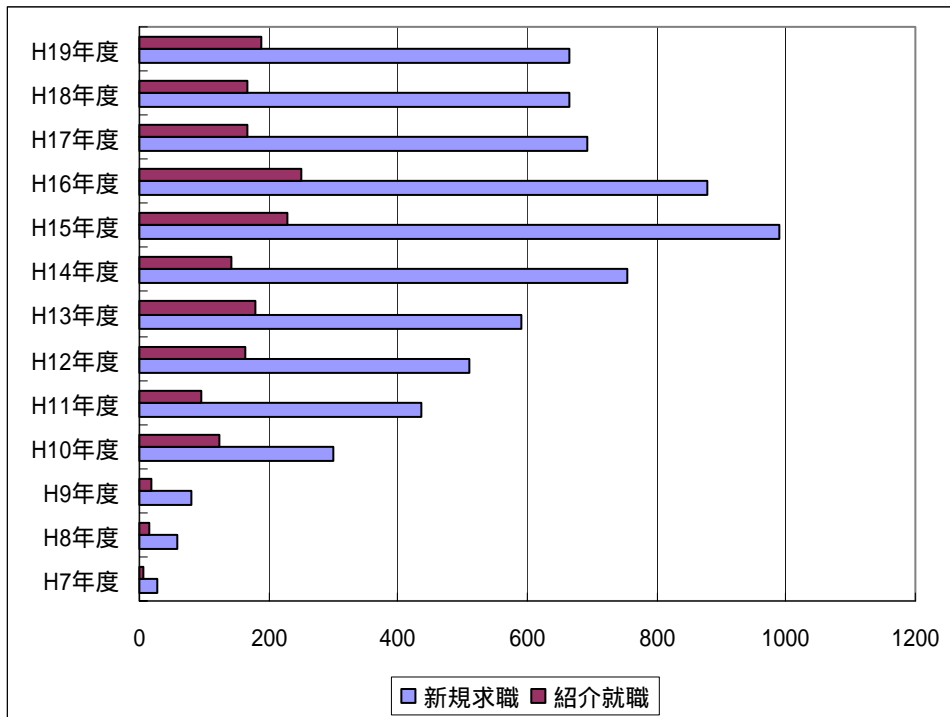


[(財)宮城県国際交流協会調べ]

6 活躍の場の不足に関するもの

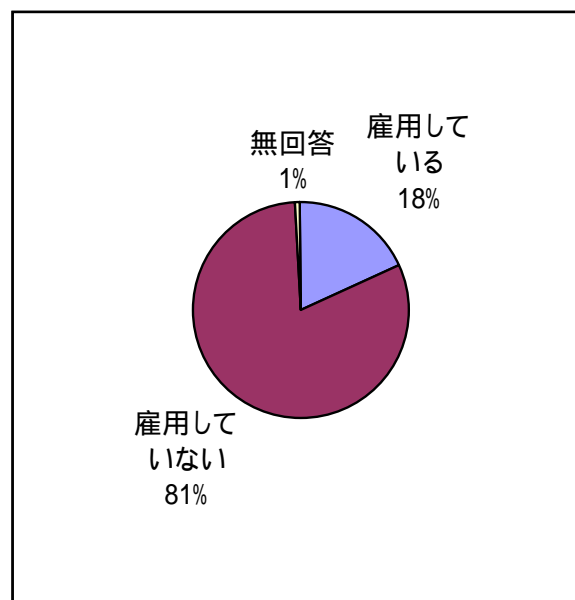
(1)宮城県内のハローワークにおける外国人職業紹介状況

(件)



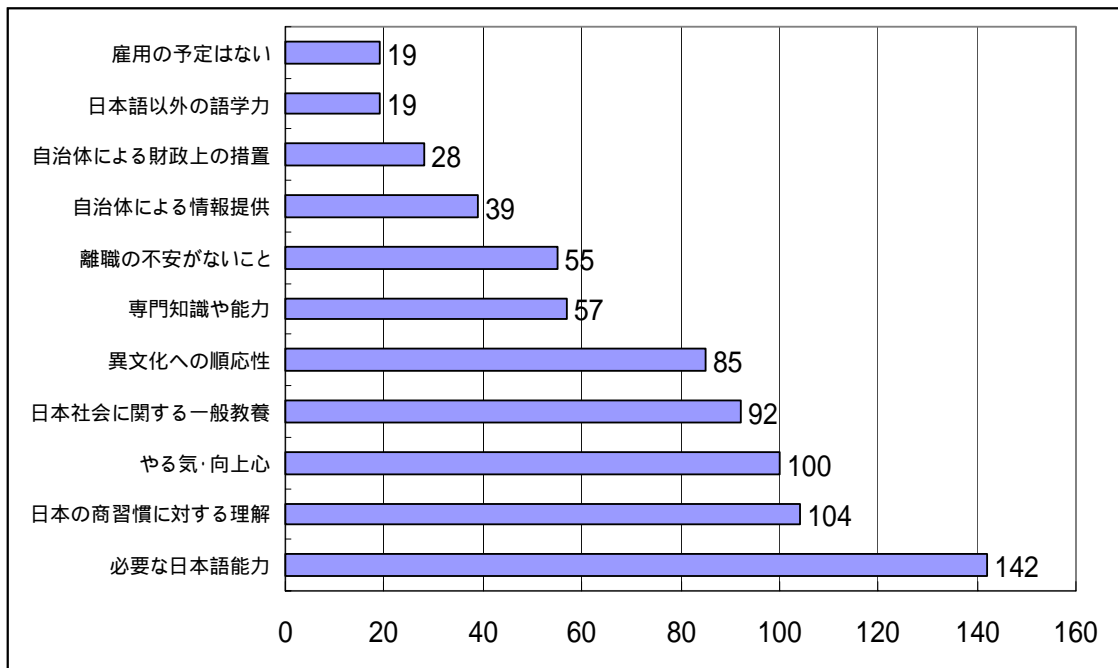
[宮城労働局調べ]

(2)外国人県民等の雇用状況(事業所調査 n = 175)



[県経済商工観光部国際政策課調べ]

(3)外国人県民等を雇用する上で必要なこと(事業所調査 n = 175)



[県経済商工観光部国際政策課調べ]

7 展開の基本的な考え方

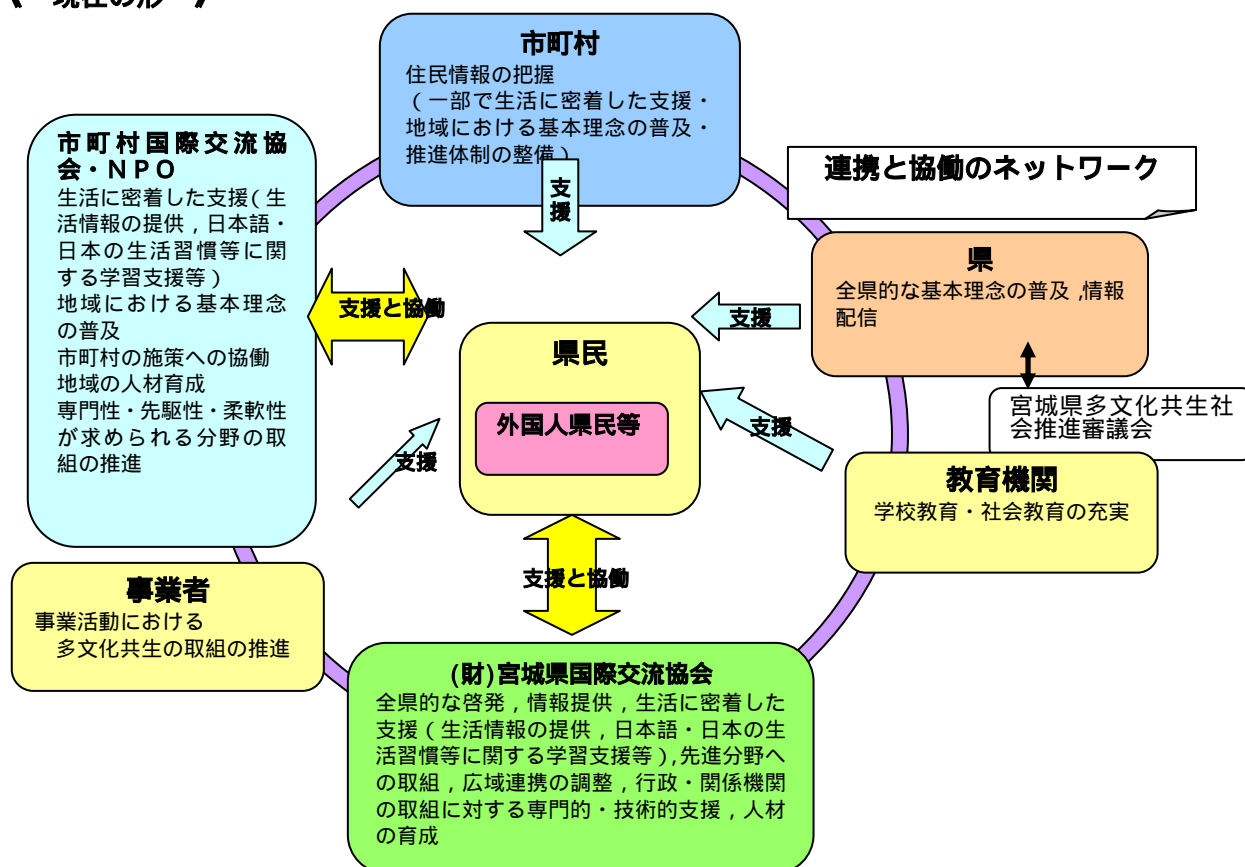
(1) 多文化共生における役割分担とネットワークのイメージ図

役割分担とネットワークの現在の形は、連携の環が細く、各関係機関からの外国人県民等への支援は行われていますが、支援と協働の中心は、(財)宮城県国際交流協会と市町村国際交流協会・NPOとなっています。

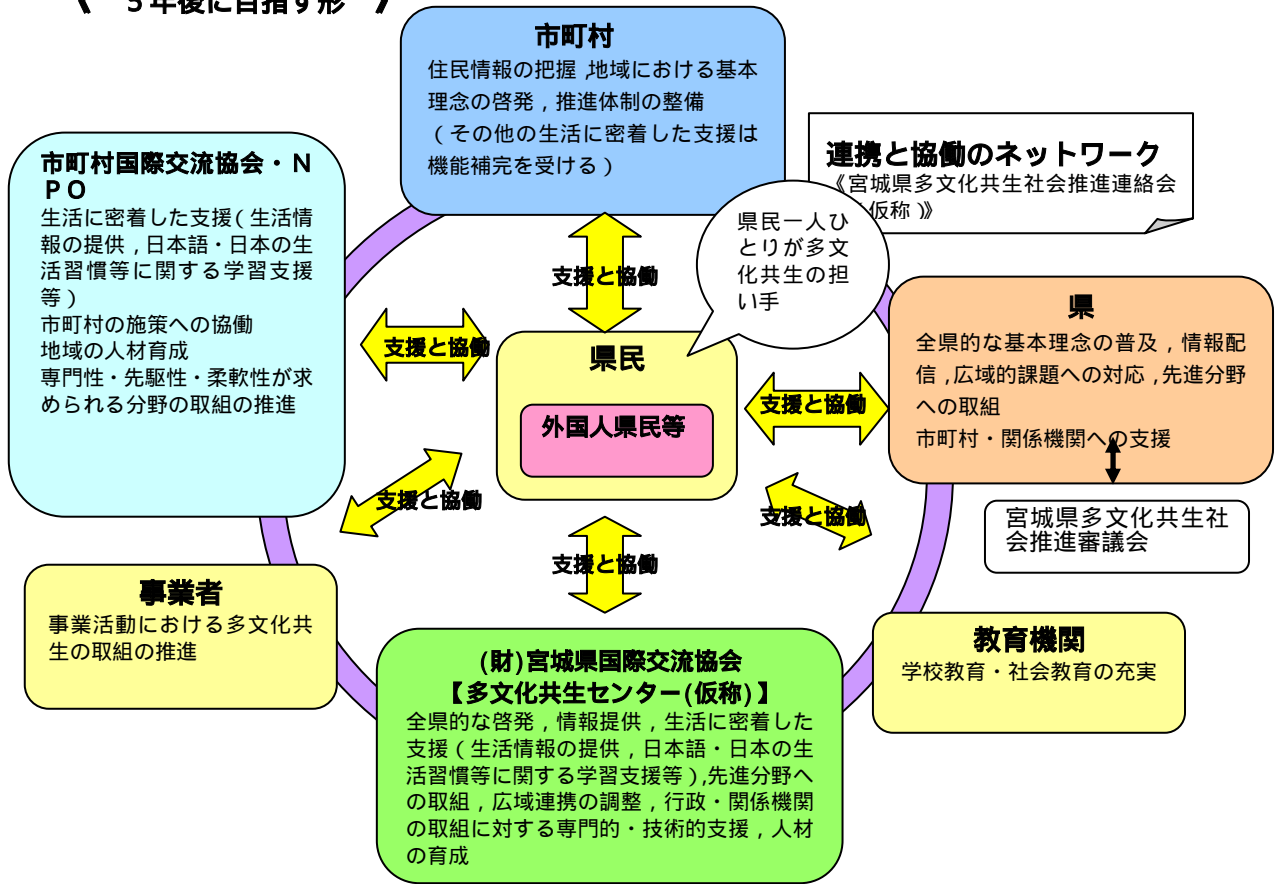
計画の対象期間である5年間に目指す役割分担とネットワークの形は、現在よりも各機関の連携が強くなり、県、市町村は、住民施策として多文化共生に向けた取組を行い、(財)宮城県国際交流協会、市町村国際交流協会・NPOは、行政機関の役割を補完しながら、専門性、先駆性、柔軟性が求められる分野での取組を主体的に行うものとなります。

将来的には、各関係機関の連携がさらに強化され、行政機関、市町村国際交流協会・NPOが支援・協働の担い手としてそれぞれの役割を果たし、(財)宮城県国際交流協会は、行政機関や関係機関が行う取組への専門的・技術的支援や人材の育成など間接的な支援を担うようになることを目指します。

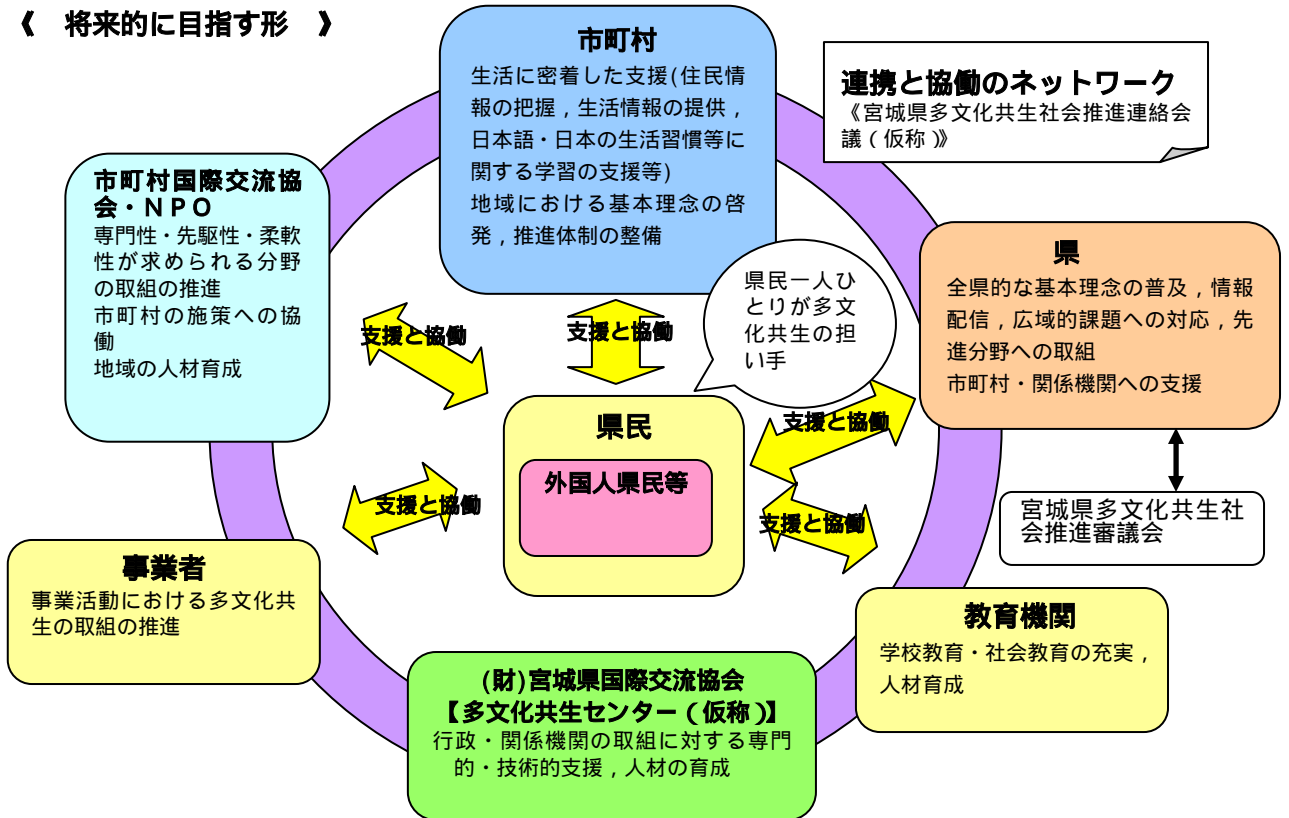
〈 現在の形 〉



〈 5年後に目指す形 〉



〈 将来的に目指す形 〉



(2) 主な関係機関の機能補完のイメージ図

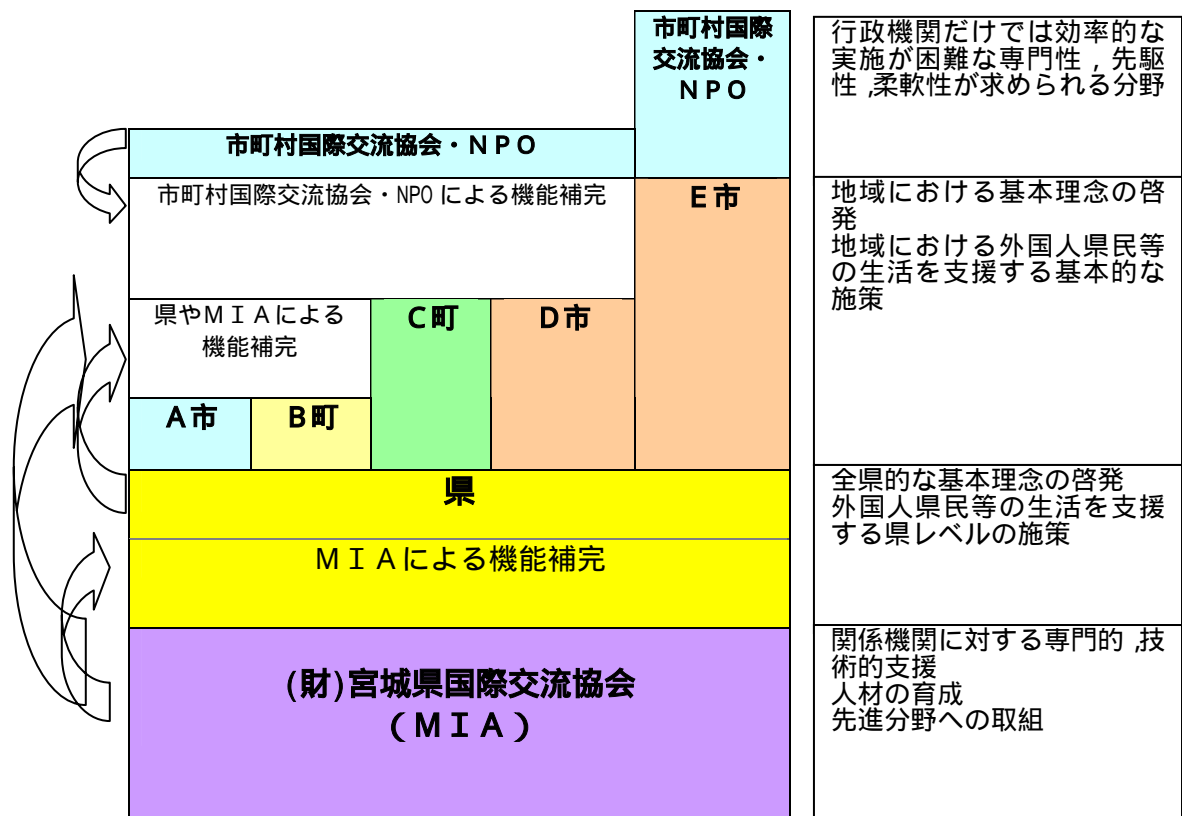
将来的に目指す役割分担の形が実現するまでの間は関係機関が相互に機能を補完しながら多文化共生の取組を行います。

現在は、市町村における外国人県民等の支援や多文化共生の基本理念の啓発などの取組については地域差があり、県や(財)宮城県国際交流協会、市町村国際交流協会・NPOが住民施策としての役割を補完しているところもあります。県に対しても(財)宮城県国際交流協会が役割を補完しています。また、市町村国際交流協会・NPOにおいても地域により多文化共生の推進に関する取組状況に差があります。

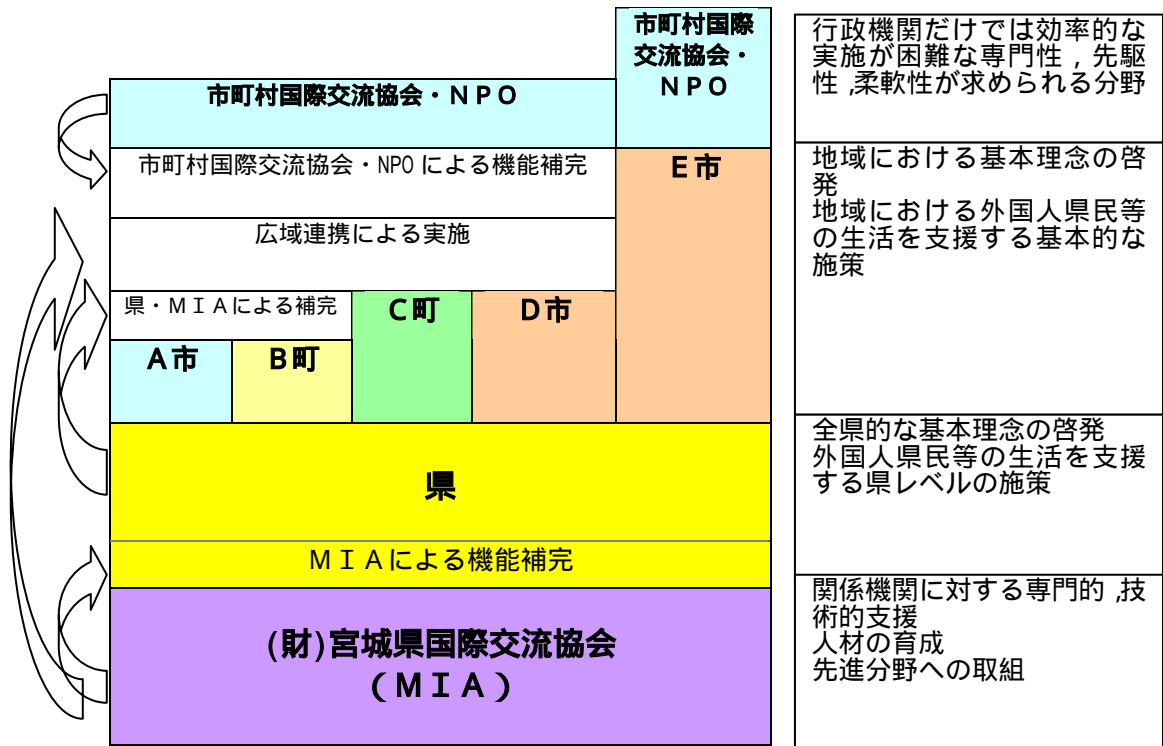
計画の対象期間である5年間で県、市町村独自の取組が増え、市町村の広域連携による取組なども進められていることを目指しますが、行政機関だけでは効果的な実施が困難な部分は(財)宮城県国際交流協会、市町村国際交流協会・NPOが補完します。

将来的には、県、市町村は、住民施策として多文化共生に向けた取組を行い、市町村国際交流団体・NPOは、専門性、先駆性、柔軟性が求められる分野での取組を主体的に行い、(財)宮城県国際交流協会は、行政機関や関係機関が行う取組への専門的・技術的支援や人材の育成など間接的な支援を担います。

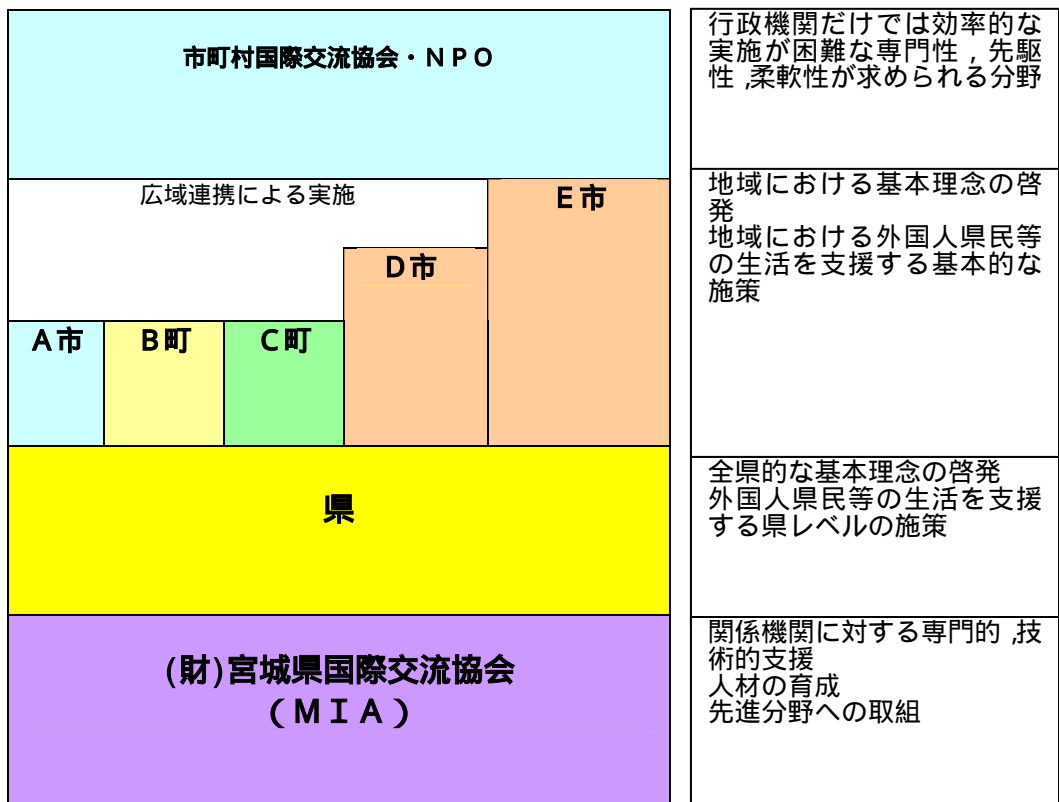
〈 現在の形 〉



〈 5年後に目指す形 〉



〈 将来的に目指す形 〉



多文化共生社会の形成の推進に関する条例

平成十九年七月十一日

宮城県条例第六十七号

(目的)

第一条 この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

(基本理念)

第三条 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。

二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画

すること。

2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。

3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

(多文化共生社会推進計画)

第七条 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画(以下「計画」という。)を定めなければならない。

2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(市町村との協働)

第八条 県は、多文化共生社会の形成に関する市町村の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生社会の形成に市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生社会の形成の推進に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第九条 県は、県民が行う多文化共生社会の形成の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十条 県は、多文化共生社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、多文化共生社会の形成を推進するため、市町村、事業者、県民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、多文化共生社会の形成の状況を把握するとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第十三条 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する相談及び苦情の適切な処理に努めるものとする。

(審議会の設置等)

第十四条 知事の諮問に応じ、多文化共生社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県多文化共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、多文化共生社会の形成の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事は、委員構成における国籍、民族等の多様性の確保に配慮しなければならない。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第十六条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十八条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

(秘密の保持)

第十九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する事項)

第二十条 第十四条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(議会への報告)

第二十一条 知事は、毎年度、多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十二條 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県多文化共生社会推進審議会の委員	出席一回につき	11,600円	6級
--------------------	---------	---------	----

宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
宮 城 大 学 副 学 長	山 田 晴 義	会 長
宮 城 教 育 大 学 准 教 授	市 瀬 智 紀	副 会 長
塩 竈 市 参 事 兼 社 会 福 祉 事 務 所 長	會 澤 ゆ り み	
宮 城 労 働 局 職 業 安 定 部 長	(平成19年度) 田 中 歩 (平成20年度) 大 沢 裕	
仙 台 国 際 業 務 研 究 会 代 表	金 東 暎	
み や ぎ 外 国 人 相 談 セ ン タ ー 相 談 員	奈 良 岡 慧 美	
公 募 委 員	賓 清	
大 和 町 教 育 長	堀 籠 美 子	
仙 台 商 工 会 議 所 専 務 理 事	間 庭 洋	
宮 城 学 院 女 子 大 学 教 授	J.F. モリス	